

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

工事成績評定の様式一覧(土木関係)

様式名	区分	2,000万円以上		2000万円未満		
		評定者	様式番号	評定者	様式番号	
工事成績採点表			±1-1		±1-2	
項目別評定内訳書			±2		±2	
1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者		±3-1①		±3-1①	
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	監督員 ±3-1②	監督員	±3-1②	
III 安全対策 IV 対外関係			±3-1③		±3-1③	
II 工程管理 III 安全対策		課長 ±3-2①	検査員	±3-2①		
	I 施工管理	検査員 ±3-3①		±3-3①		
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員 ±3-1④	監督員	±3-1④		
	II 品質		±3-1④		±3-1④	
	I 出来形		±3-3②		±3-3②	
	II 品質	コンクリート構造物工事		±3-3③		±3-3③
		土工事		±3-3④		±3-3④
		護岸・根固・水制工事、ブロック(石)積工(張工)		±3-3⑤		±3-3⑤
		鋼橋工事及びその他鋼構造物		±3-3⑥		±3-3⑥
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事		±3-3⑦		±3-3⑦
		舗装工事		±3-3⑧		±3-3⑧
		海岸工事		±3-3⑨		±3-3⑨
		法面工事		±3-3⑩		±3-3⑩
		二次製品構造物・小型構造物		±3-3⑪		±3-3⑪
		基礎工事及び地盤改良工事		±3-3⑫		±3-3⑫
		コンクリート橋工事	検査員 ±3-3⑬	検査員	±3-3⑬	
		塗装工事		±3-3⑭		±3-3⑭
		植栽工事		±3-3⑮		±3-3⑮
		防護柵・標識・区画線等配置工事		±3-3⑯		±3-3⑯
	港湾築造工事		±3-3⑰		±3-3⑰	
	補強土壁工事		±3-3⑱		±3-3⑱	
	軽量盛土工事		±3-3⑲		±3-3⑲	
	ほ場整備工事		±3-3⑳		±3-3⑳	
	暗渠排水工事		±3-3㉑		±3-3㉑	
	下水道工事		±3-3㉒		±3-3㉒	
	橋梁補修修繕工事		±3-3㉓		±3-3㉓	
	維持補修工事		±3-3㉔		±3-3㉔	
	その他工事		±3-3㉕		±3-3㉕	
	III 出来ばえ	コンクリート・砂防・海岸、土、切土、護岸・根固・水制、ブロック積、鋼橋・水管橋・水門・樋門、地すべり、舗装、法面	検査員 ±3-3⑳	検査員	±3-3⑳	
基礎、コンクリート橋、塗装、植栽、防護柵、標識、区画線、ほ場整備			±3-3㉖		±3-3㉖	
暗渠排水、港湾築造、二次製品・小型構造物、補強土壁・軽量盛土、維持補修、下水道、橋梁補修修繕工事、その他			±3-3㉗		±3-3㉗	
4 工事特性	I 工事特性	検査員 ±3-3㉘	検査員	±3-3㉘		
5 創意工夫	I 創意工夫	検査員 ±3-3㉙	検査員	±3-3㉙		
6 社会性等	I 地域への貢献等	検査員 ±3-3㉚	検査員	±3-3㉚		
7 法令遵守等		課長 ±3-2②	検査員	±3-2②		
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況			±3-4①		±3-4①	
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)			±3-4②		±3-4②	
別紙1 記入方法及び留意事項						

改正前

工事成績評定の様式一覧(土木関係)

様式名	区分	2,000万円以上		2000万円未満		130万円未満		
		評定者	様式番号	評定者	様式番号	評定者	様式番号	
工事成績採点表			±1-1		±1-2	課長	±1-3	
項目別評定内訳書			±2		±2		±2	
1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者		±3-1①		±3-1①			
	2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	監督員 ±3-1②	監督員	±3-1②			
III 安全対策 IV 対外関係			±3-1③		±3-1③			
II 工程管理 III 安全対策		課長 ±3-2①	検査員	±3-2①				
	I 施工管理	検査員 ±3-3①		±3-3①				
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	監督員 ±3-1④	監督員	±3-1④				
	II 品質		±3-1⑤		±3-1⑤			
	I 出来形	検査員 ±3-3②		±3-3②				
	II 品質	コンクリート構造物工事、土工事		±3-3③		±3-3③		
		護岸・根固・水制工事、鋼橋工事その他鋼構造物		±3-3④		±3-3④		
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事		±3-3⑤		±3-3⑤		
		舗装工事、海岸工事		±3-3⑥		±3-3⑥		
		法面工事		±3-3⑦		±3-3⑦		
		ブロック(石)積工、二次製品構造物・小型構造物		±3-3⑧		±3-3⑧		
		基礎工事		±3-3⑨		±3-3⑨		
		コンクリート橋工事、塗装工事	検査員 ±3-3⑩	検査員	±3-3⑩			
		植栽工事、防護柵・標識・区画線工事		±3-3⑪		±3-3⑪		
		港湾築造工事		±3-3⑫		±3-3⑫		
		補強土壁工事、軽量盛土工事		±3-3⑬		±3-3⑬		
		ほ場整備工事、暗渠排水工事		±3-3⑭		±3-3⑭		
		下水道工事		±3-3⑮		±3-3⑮		
		維持補修工事、その他の工事		±3-3⑯		±3-3⑯		
	橋梁補修修繕工事		±3-3⑰		±3-3⑰			
	III 出来ばえ	コンクリート・砂防・海岸、土、切土、護岸・根固・水制、鋼橋・水管橋・水門・樋門、地すべり、舗装、法面	検査員 ±3-3⑱	検査員	±3-3⑱			
		基礎、コンクリート橋、塗装、植栽、防護柵、標識、区画線、ほ場整備		±3-3⑲		±3-3⑲		
		暗渠排水、港湾築造、補強土壁・軽量盛土、維持補修、下水道、橋梁補修修繕工事、その他		±3-3⑳		±3-3⑳		
	4 高度技術	I 高度技術	監督員 ±3-1⑥	監督員	±3-1⑥			
	5 創意工夫	I 創意工夫	監督員 ±3-1⑦	監督員	±3-1⑦			
	6 社会性等	I 地域への貢献等	課長 ±3-2②	検査員	±3-2②			
	7 法令遵守等		課長 ±3-2③	検査員	±3-2③			
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況			±3-4①		±3-4①		±3-4①
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)			±3-4②		±3-4②		±3-4②
別紙1 記入方法及び留意事項								

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

土1-1

工事成績採点表(2,000万円以上)

工事名																契約金額(最終)							
																完成年月日							
請負者名											工期	~					完成検査日						
検査項目		①監督員					②担当課長					③検査員					④検査員						
項目	細別	職氏名					職氏名					職氏名											
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		4.0	0.0	-5.0	-10.0																	
	II. 配置技術者	7.0	3.5	0.0	-5.0	-10.0																	
2. 施工状況	I. 施工管理		4.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0					
	II. 工程管理	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	14.0	7.0	0.0	-7.5	-15.0												
	III. 安全対策	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0	21.0	10.5	0.0	-7.5	-15.0												
	IV. 対外関係	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0					
	II. 品質	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						16.0	12.0	8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0					
	III. 出来ばえ											4.0		2.0		0.0	-5.0						
4. 工事特性	I. 工事特性 ※2																		18.0				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																		10.0				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																		7.0				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0					35.0						
評定点(65±加減点合計) ※1		① 100.0					② 100.0					③ 100.0					④ 100.0						
評定点計		100 点					0 点					①×0.17+②×0.14+③×0.4+④×0.29											
7. 法令遵守等 ※4							0 点																
評定点合計 ※5		100 点					評定点計-7. 法令遵守等																
所見 ※6		【監督員】					【担当課長】					【検査員】					【検査員】						

※1 65点+1.~3.の評点(加減点合計)+4.~6.の評定(加減点合計)＝評定点。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 法令遵守等の評価は、担当課長が行う。
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目ごとの採点は、別紙工事成績評定の検査項目別運用表による。
 ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

改正前

土1-1

工事成績採点表(2000万円以上)

工事名																契約金額(最終)							
																完成年月日							
請負者名											工期	~					完成検査日						
検査項目		①監督員					②担当課長					③検査員											
項目	細別	職氏名					職氏名					職氏名											
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e							
1. 施工体制	I. 施工体制一般		1.5	0.0	-5.0	-10.0																	
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0																	
2. 施工状況	I. 施工管理		1.5	0.0	-5.0	-10.0						5.0	2.5	0.0	-7.5	-15.0							
	II. 工程管理	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0	10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0												
	III. 安全対策	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0												
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						7.0	3.5	0.0	-10.0	-20.0							
	II. 品質	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0							
	III. 出来ばえ											15.0	7.5	0.0	-15.0								
4. 高度技術	I. 高度技術 ※1	13.0																					
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※1	7.0																					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2						10.0	5.0	0.0														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0											
評定点(65±加減点合計) ※3		① 100.0					② 100.0					③ 100.0											
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4																
7. 法令遵守等 ※4							0 点																
評定点合計 ※5		100 点					評定点計-7. 法令遵守等																
所見 ※6		【監督員】					【担当課長】					【検査員】											

※1 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのためキーワードと評定内容の記述方法とし、加点評価のみとする
 ※2 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする
 ※3 各評定点(①~④)は小数点以下第1位未満を切り捨てるものとする
 ※4 法令遵守等の評価は、担当課長が行う
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各検査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の検査項目別運用表による
 ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

土1-2

工事成績採点表(2,000万円未満)

工事名																契約金額(最終)							
																完成年月日							
請負者名											工期	~					完成検査日						
審査項目		①監督員					②検査員					③検査員					④検査員						
項目	細別	職氏名					職氏名					職氏名					職氏名						
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		4.0	0.0	-5.0	-10.0																	
	II. 配置技術者	7.0	3.5	0.0	-5.0	-10.0																	
2. 施工状況	I. 施工管理		4.0	0.0	-5.0	-10.0						5.0		2.5		0.0	-7.5	-15.0					
	II. 工程管理	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0	14.0	7.0	0.0	-7.5	-15.0												
	III. 安全対策	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0	21.0	10.5	0.0	-7.5	-15.0												
	IV. 対外関係	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						10.0	7.5	5.0	2.5	0.0	-10.0	-20.0					
	II. 品質	4.5	2.2	0.0	-5.0	-10.0						16.0	12.0	8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0					
	III. 出来ばえ											4.0		2.0		0.0	-5.0						
4. 工事特性	I. 工事特性 ※2																		18.0				
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																		10.0				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																		7.0				
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0					35.0						
評定点(65±加減点合計) ※1		① 100.0					② 100.0					③ 100.0					④ 100.0						
評定点計		100 点					0 点					①×0.17+②×0.14+③×0.4+④×0.29											
7. 法令遵守等 ※4							0 点																
評定点合計 ※5		100 点					評定点計-7. 法令遵守等																
所見 ※6		【監督員】					【担当課長】					【検査員】					【検査員】						

※1 65点+1.~3.の評点(加減点合計)+4.~6.の評定(加減点合計)=評定点。各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※4 法令遵守等の評価は、担当課長が行う。
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各審査項目ごとの採点は、別紙工事成績評定の審査項目別運用表による。
 ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること。

改正前

土1-2

工事成績採点表(2000万円未満)

工事名																契約金額(最終)							
																完成年月日							
請負者名											工期	~					完成検査日						
審査項目		①監督員					②担当課長					③検査員											
項目	細別	職氏名					職氏名					職氏名											
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e							
1. 施工体制	I. 施工体制一般		1.5	0.0	-5.0	-10.0																	
	II. 配置技術者	3.0	1.5	0.0	-5.0	-10.0																	
2. 施工状況	I. 施工管理		1.5	0.0	-5.0	-10.0						5.0	2.5	0.0	-7.5	-15.0							
	II. 工程管理	1.0	0.5	0.0	-5.0	-10.0						10.0	5.0	0.0	-7.5	-15.0							
	III. 安全対策	2.0	1.0	0.0	-5.0	-10.0						15.0	7.5	0.0	-7.5	-15.0							
	IV. 対外関係	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0																	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						7.0	3.5	0.0	-10.0	-20.0							
	II. 品質	2.0	1.0	0.0	-2.5	-5.0						8.0	4.0	0.0	-12.5	-25.0							
	III. 出来ばえ											15.0	7.5	0.0	-15.0								
4. 高度技術	I. 高度技術 ※1	13.0																					
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※1	7.0																					
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※2											10.0	5.0	0.0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		35.0					35.0					35.0											
評定点(65±加減点合計) ※3		① 100.0					② 100.0					③ 100.0											
評定点計		100.0 点					①×0.4+②×0.2+③×0.4																
7. 法令遵守等 ※4							0 点																
評定点合計 ※5		100 点					評定点計-7. 法令遵守等																
所見 ※6		【監督員】					【担当課長】					【検査員】											

※1 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのためキーワードと評定内容の記述方法とし、加減点のみとする
 ※2 社会性等の評価では地域への観点から、加減点のみとする
 ※3 各評定点(①~④)は小数点以下第1位未満を切り捨てるものとする
 ※4 法令遵守等の評価は、担当課長が行う
 ※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。なお、各審査項目毎の採点は、別紙工事成績採点の審査項目別運用表による
 ※6 留意事項がある場合には、所見欄に記載すること

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																																														
±2	±2																																																																																																																																																																														
項目別評定内訳書	項目別評定内訳書																																																																																																																																																																														
検査年月日:	検査年月日:																																																																																																																																																																														
米子市	米子市																																																																																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">請負業者名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">審査項目</th> <th style="text-align: center;">評定点</th> <th style="text-align: center;">／</th> <th style="text-align: center;">満点</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">細別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 施工体制</td> <td>I 施工体制一般</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.1</td> </tr> <tr> <td>II 配置技術者</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 施工状況</td> <td>I 施工管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10.6</td> </tr> <tr> <td>II 工程管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.2</td> </tr> <tr> <td>III 安全対策</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.6</td> </tr> <tr> <td>IV 対外関係</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 出来形及び出来ばえ</td> <td>I 出来形</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12.6</td> </tr> <tr> <td>II 品質</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15.0</td> </tr> <tr> <td>III 出来ばえ</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 工事特性</td> <td style="text-align: center;">I 工事特性</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">11.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 創意工夫</td> <td style="text-align: center;">I 創意工夫</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 社会性等</td> <td style="text-align: center;">I 地域への貢献等</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">8.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点小計</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">100.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">7 法令遵守等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table>	工事名				請負業者名				審査項目		評定点	／	満点	項目	細別				1 施工体制	I 施工体制一般	／		2.1	II 配置技術者	／		2.6	2 施工状況	I 施工管理	／		10.6	II 工程管理	／		8.2	III 安全対策	／		9.6	IV 対外関係	／		2.2	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		12.6	II 品質	／		15.0	III 出来ばえ	／		8.1	4 工事特性	I 工事特性	／		11.5	5 創意工夫	I 創意工夫	／		9.2	6 社会性等	I 地域への貢献等	／		8.3	評定点小計		／		100.0	7 法令遵守等					評定点		点			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">請負業者名</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">審査項目</th> <th style="text-align: center;">評定点</th> <th style="text-align: center;">／</th> <th style="text-align: center;">満点</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 15%;">細別</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1 施工体制</td> <td>I 施工体制一般</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.2</td> </tr> <tr> <td>II 配置技術者</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">2 施工状況</td> <td>I 施工管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">11.7</td> </tr> <tr> <td>II 工程管理</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">9.3</td> </tr> <tr> <td>III 安全対策</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10.7</td> </tr> <tr> <td>IV 対外関係</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3 出来形及び出来ばえ</td> <td>I 出来形</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12.7</td> </tr> <tr> <td>II 品質</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13.1</td> </tr> <tr> <td>III 出来ばえ</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 高度技術</td> <td style="text-align: center;">I 高度技術</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 創意工夫</td> <td style="text-align: center;">I 創意工夫</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 社会性等</td> <td style="text-align: center;">I 地域への貢献等</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">6.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点小計</td> <td style="text-align: center;">／</td> <td></td> <td style="text-align: center;">100.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">7 法令遵守等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">評定点</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">点</td> </tr> </tbody> </table>	工事名				請負業者名				審査項目		評定点	／	満点	項目	細別				1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.2	II 配置技術者	／		3.8	2 施工状況	I 施工管理	／		11.7	II 工程管理	／		9.3	III 安全対策	／		10.7	IV 対外関係	／		3.4	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		12.7	II 品質	／		13.1	III 出来ばえ	／		12.5	4 高度技術	I 高度技術	／		7.8	5 創意工夫	I 創意工夫	／		5.4	6 社会性等	I 地域への貢献等	／		6.4	評定点小計		／		100.0	7 法令遵守等					評定点		点		
工事名																																																																																																																																																																															
請負業者名																																																																																																																																																																															
審査項目		評定点	／	満点																																																																																																																																																																											
項目	細別																																																																																																																																																																														
1 施工体制	I 施工体制一般	／		2.1																																																																																																																																																																											
	II 配置技術者	／		2.6																																																																																																																																																																											
2 施工状況	I 施工管理	／		10.6																																																																																																																																																																											
	II 工程管理	／		8.2																																																																																																																																																																											
	III 安全対策	／		9.6																																																																																																																																																																											
	IV 対外関係	／		2.2																																																																																																																																																																											
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		12.6																																																																																																																																																																											
	II 品質	／		15.0																																																																																																																																																																											
	III 出来ばえ	／		8.1																																																																																																																																																																											
4 工事特性	I 工事特性	／		11.5																																																																																																																																																																											
5 創意工夫	I 創意工夫	／		9.2																																																																																																																																																																											
6 社会性等	I 地域への貢献等	／		8.3																																																																																																																																																																											
評定点小計		／		100.0																																																																																																																																																																											
7 法令遵守等																																																																																																																																																																															
評定点		点																																																																																																																																																																													
工事名																																																																																																																																																																															
請負業者名																																																																																																																																																																															
審査項目		評定点	／	満点																																																																																																																																																																											
項目	細別																																																																																																																																																																														
1 施工体制	I 施工体制一般	／		3.2																																																																																																																																																																											
	II 配置技術者	／		3.8																																																																																																																																																																											
2 施工状況	I 施工管理	／		11.7																																																																																																																																																																											
	II 工程管理	／		9.3																																																																																																																																																																											
	III 安全対策	／		10.7																																																																																																																																																																											
	IV 対外関係	／		3.4																																																																																																																																																																											
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	／		12.7																																																																																																																																																																											
	II 品質	／		13.1																																																																																																																																																																											
	III 出来ばえ	／		12.5																																																																																																																																																																											
4 高度技術	I 高度技術	／		7.8																																																																																																																																																																											
5 創意工夫	I 創意工夫	／		5.4																																																																																																																																																																											
6 社会性等	I 地域への貢献等	／		6.4																																																																																																																																																																											
評定点小計		／		100.0																																																																																																																																																																											
7 法令遵守等																																																																																																																																																																															
評定点		点																																																																																																																																																																													
※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります。	※端数処理のため各細別の合計が評定点と一致しない場合があります。																																																																																																																																																																														

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後						改正前							
土3-1①		1 施工体制				【監督員】	土3-1①		1 施工体制				【監督員】
審査項目	細別	a	b	c	d	e	審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	-	適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	1. 施工体制	I. 施工体制一般	-	施工体制が適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
	削除 <input type="checkbox"/>	1 施工計画書が、工事着手前に提出されている。若しくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。 2 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。 3 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。 4 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づいた「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行うなど適正に価格での契約締結に努めているか。 5 下請の作業成果が元請により確認されている。(下請契約金額1件当たり500万円以上) 6 緊急指示、受注者の責めによらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 7 工場制作期間における技術者の配置が適切に行われている。 8 その他 理由:				施工体制に関して、監督員が文書で改善指示を行った。 施工体制に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		10 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示をおこなった。 ※上記に該当した場合はe					
		該当項目が80%以上………b 該当項目が80%未満……c	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()						該当項目が80%以上………b 該当項目が60~80%未満……c 該当項目が60%未満………d	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			
II. 配置技術者 (現場代理人等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	II. 配置技術者 (現場代理人等)		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
	削除 <input type="checkbox"/>	【全体を評価する項目】 1 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。 【現場代理人を評価する項目】 2 現場代理人が工事全体を把握している。 3 建設工事請負契約書第18条第1号~5号に基づく設計図書の照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 4 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。 【主任(監理)技術者を評価する項目】 5 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。 6 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。 7 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。 8 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。 9 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいた優れた判断を行い良好な施工が行われている。 【自社施工義務対象工事を評価する項目】 10 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。 11 その他 理由:				配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		13 現場代理人等の配置技術者が不備で、監督職員から改善指示を行った。 14 現場代理人が常駐していない。 15 下請について実質関与していない。 16 専門技術者が配置されていない。 ※上記に1項目でも該当があればd ※2項目以上該当した場合はd又はe ※14、15に該当した場合はe					
		該当項目が90%以上………a 該当項目が80~90%未満……b 該当項目が80%未満……c	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()						該当項目が90%以上………a 該当項目が80~90%未満……b 該当項目が60~80%未満……c 該当項目が60%未満………d	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																																																																																																																																																		
土3-1②		土3-1②																																																																																																																																																																																																		
2 施工状況		2 施工状況																																																																																																																																																																																																		
【監督員】		【監督員】																																																																																																																																																																																																		
審査項目	細別	審査項目	細別																																																																																																																																																																																																	
2. 施工状況	I. 施工管理	2. 施工状況	I. 施工管理																																																																																																																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>—</th> <th>適切である</th> <th>他の評価に該当しない</th> <th>やや不適切である</th> <th>不適切である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>削除 評価</td> <td>1 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものであることとなっている。</td> <td></td> <td>施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</td> <td>施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>2 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>3 市内及び県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は監督員と協議をしている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>4 指示・承諾・協議等が適切に整理されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>5 建設副産物の再利用等への取組が適切に行われている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>6 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>7 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>8 現場条件の変化への対応が適切になされている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>9 工事材料が品質に影響がないよう保管されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>10 現場内での整理整頓が日常的に行われている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>11 工事全般において、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>12 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が80%以上………b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() </td> </tr> </tbody> </table>		a	b	c	d	e	—	適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	評価対象項目					削除 評価	1 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものであることとなっている。		施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	○	2 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。				○	3 市内及び県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は監督員と協議をしている。				○	4 指示・承諾・協議等が適切に整理されている。				○	5 建設副産物の再利用等への取組が適切に行われている。				○	6 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。)				◎	7 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。)				○	8 現場条件の変化への対応が適切になされている。				○	9 工事材料が品質に影響がないよう保管されている。				○	10 現場内での整理整頓が日常的に行われている。				○	11 工事全般において、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。				○	12 その他				理由:					該当項目が80%以上………b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()					<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>—</th> <th>施工管理が適切である</th> <th>他の事項に該当しない</th> <th>施工管理がやや不備である</th> <th>施工管理が不備である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>削除 評価</td> <td>1 設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。</td> <td></td> <td></td> <td>18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改定請求を行った</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 施工計画書と現場施工方法、施工体制等が一致しており、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることとなっている。</td> <td></td> <td></td> <td>19 施工計画書が工事着手前に提出されていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。</td> <td></td> <td></td> <td>20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 品質確保のための対策がみられる。</td> <td></td> <td></td> <td>21 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 市内産資材等の使用を行い、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督職員と協議している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 施工図、機器製作図が作成されている。(橋梁、機器製作工事等が対象)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 日常の出来形管理が、的確に行われている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 日常の品質管理が、的確に行われている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 現場内での整理整頓が日常的になされている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 工事記録の整備が、的確になされている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 立会、段階確認の続きが適切に行われている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 建設廃棄物の適正な処分及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>16 米子市環境マネジメントシステムに基づく施工及び運用に協力している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>17 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が80%以上………b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	a	b	c	d	e	—	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である	評価対象項目					削除 評価	1 設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。			18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改定請求を行った		2 施工計画書と現場施工方法、施工体制等が一致しており、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることとなっている。			19 施工計画書が工事着手前に提出されていない		3 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。			20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った		4 品質確保のための対策がみられる。			21 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った		5 市内産資材等の使用を行い、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督職員と協議している。					6 施工図、機器製作図が作成されている。(橋梁、機器製作工事等が対象)					7 日常の出来形管理が、的確に行われている。					8 日常の品質管理が、的確に行われている。					9 現場内での整理整頓が日常的になされている。					10 使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている。					11 工事記録の整備が、的確になされている。					12 立会、段階確認の続きが適切に行われている。					13 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。					14 建設廃棄物の適正な処分及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。					15 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。					16 米子市環境マネジメントシステムに基づく施工及び運用に協力している。					17 その他				理由:					該当項目が80%以上………b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																
—	適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																																																																																																																
評価対象項目																																																																																																																																																																																																				
削除 評価	1 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものであることとなっている。		施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																																																																																																																
○	2 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。																																																																																																																																																																																																			
○	3 市内及び県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は監督員と協議をしている。																																																																																																																																																																																																			
○	4 指示・承諾・協議等が適切に整理されている。																																																																																																																																																																																																			
○	5 建設副産物の再利用等への取組が適切に行われている。																																																																																																																																																																																																			
○	6 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。)																																																																																																																																																																																																			
◎	7 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理を含む。)																																																																																																																																																																																																			
○	8 現場条件の変化への対応が適切になされている。																																																																																																																																																																																																			
○	9 工事材料が品質に影響がないよう保管されている。																																																																																																																																																																																																			
○	10 現場内での整理整頓が日常的に行われている。																																																																																																																																																																																																			
○	11 工事全般において、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。																																																																																																																																																																																																			
○	12 その他																																																																																																																																																																																																			
理由:																																																																																																																																																																																																				
該当項目が80%以上………b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																																																																																																																																																																																				
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																
—	施工管理が適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である																																																																																																																																																																																																
評価対象項目																																																																																																																																																																																																				
削除 評価	1 設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。			18 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改定請求を行った																																																																																																																																																																																																
	2 施工計画書と現場施工方法、施工体制等が一致しており、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることとなっている。			19 施工計画書が工事着手前に提出されていない																																																																																																																																																																																																
	3 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、管理されている。			20 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った																																																																																																																																																																																																
	4 品質確保のための対策がみられる。			21 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った																																																																																																																																																																																																
	5 市内産資材等の使用を行い、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督職員と協議している。																																																																																																																																																																																																			
	6 施工図、機器製作図が作成されている。(橋梁、機器製作工事等が対象)																																																																																																																																																																																																			
	7 日常の出来形管理が、的確に行われている。																																																																																																																																																																																																			
	8 日常の品質管理が、的確に行われている。																																																																																																																																																																																																			
	9 現場内での整理整頓が日常的になされている。																																																																																																																																																																																																			
	10 使用材料等の品質保証書等及び工事記録写真等が適切に整理されている。																																																																																																																																																																																																			
	11 工事記録の整備が、的確になされている。																																																																																																																																																																																																			
	12 立会、段階確認の続きが適切に行われている。																																																																																																																																																																																																			
	13 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。																																																																																																																																																																																																			
	14 建設廃棄物の適正な処分及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。																																																																																																																																																																																																			
	15 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。																																																																																																																																																																																																			
	16 米子市環境マネジメントシステムに基づく施工及び運用に協力している。																																																																																																																																																																																																			
	17 その他																																																																																																																																																																																																			
理由:																																																																																																																																																																																																				
該当項目が80%以上………b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																																																																																																																				
II. 工程管理		II. 工程管理																																																																																																																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>適切である</th> <th>ほぼ適切である</th> <th>他の評価に該当しない</th> <th>やや不適切である</th> <th>不適切である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>削除 評価</td> <td>1 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対して2か月以上連続して10%以上の工程の遅れがなかった。)</td> <td>工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</td> <td>工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>2 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。</td> <td></td> <td></td> <td>7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった(但し、改善指示による場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>3 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。</td> <td></td> <td></td> <td>8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>4 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>5 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>6 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることもなく工事を完成させた。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>7 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が90%以上………a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() </td> </tr> </tbody> </table>		a	b	c	d	e	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	評価対象項目					削除 評価	1 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対して2か月以上連続して10%以上の工程の遅れがなかった。)	工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。		◎	2 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった(但し、改善指示による場合を除く)	◎	3 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った	○	4 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。				○	5 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。				○	6 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることもなく工事を完成させた。				○	7 その他				理由:					該当項目が90%以上………a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()					<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>工程管理が適切である</th> <th>工程管理がほぼ適切である</th> <th>他の事項に該当しない</th> <th>工程管理がやや不備である</th> <th>工程管理が不備である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>削除 評価</td> <td>1 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている</td> <td></td> <td></td> <td>7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった(但し、改善指示による場合を除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った</td> <td></td> <td></td> <td>8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 現場条件への変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 休日の確保を行っている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 工程表の内容が検討され充実している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が90%以上………a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	a	b	c	d	e	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である	評価対象項目					削除 評価	1 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった(但し、改善指示による場合を除く)		2 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った		3 現場条件への変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った					4 休日の確保を行っている					5 工程表の内容が検討され充実している					6 その他				理由:					該当項目が90%以上………a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																		
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																																																																																																																
評価対象項目																																																																																																																																																																																																				
削除 評価	1 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対して2か月以上連続して10%以上の工程の遅れがなかった。)	工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。																																																																																																																																																																																																	
◎	2 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった(但し、改善指示による場合を除く)																																																																																																																																																																																																
◎	3 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った																																																																																																																																																																																																
○	4 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。																																																																																																																																																																																																			
○	5 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。																																																																																																																																																																																																			
○	6 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることもなく工事を完成させた。																																																																																																																																																																																																			
○	7 その他																																																																																																																																																																																																			
理由:																																																																																																																																																																																																				
該当項目が90%以上………a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																																																																																																																																																																																				
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																																																
工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である																																																																																																																																																																																																
評価対象項目																																																																																																																																																																																																				
削除 評価	1 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている			7 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった(但し、改善指示による場合を除く)																																																																																																																																																																																																
	2 時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った			8 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った																																																																																																																																																																																																
	3 現場条件への変更への対応が積極的に処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った																																																																																																																																																																																																			
	4 休日の確保を行っている																																																																																																																																																																																																			
	5 工程表の内容が検討され充実している																																																																																																																																																																																																			
	6 その他																																																																																																																																																																																																			
理由:																																																																																																																																																																																																				
該当項目が90%以上………a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満………d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																																																																																																																				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																																																																																																																									
土3-1③		土3-1③																																																																																																																																																																									
2 施工状況		2 施工状況																																																																																																																																																																									
【監督員】		【監督員】																																																																																																																																																																									
審査項目	細別	審査項目	細別																																																																																																																																																																								
2. 施工状況	III. 安全対策	2. 施工状況	III. 安全対策																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>適切である</th> <th>ほぼ適切である</th> <th>他の評価に該当しない</th> <th>やや不適切である</th> <th>不適切である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。</td> <td></td> <td>安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</td> <td>安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 社内/パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 新規入場者教育の内容に当該工事の現場特性が反映されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>7 過積載防止に積極的に取り組んでいる。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>8 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>9 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>10 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>11 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>12 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() </td> </tr> </tbody> </table>		a	b	c	d	e	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	評価対象項目					○	1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。		安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		2 社内/パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。					3 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。					4 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。					5 新規入場者教育の内容に当該工事の現場特性が反映されている。					6 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。				◎	7 過積載防止に積極的に取り組んでいる。				○	8 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。				○	9 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。				○	10 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。				◎	11 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。				○	12 その他				理由:					該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()					<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>安全対策を適切に行った</th> <th>安全対策をほぼ適切に行った</th> <th>他の事項に該当しない</th> <th>安全対策がやや不備であった</th> <th>安全対策が不備であった</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている</td> <td></td> <td></td> <td>13 安全対策の不備により重大な災害等を受けた</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている</td> <td></td> <td></td> <td>14 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 各種安全/パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 安全教育・訓練等を(TBM・KYを含む)240分/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され記録が整備されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 過積載防止に取り組んでいる</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 重機操作に関して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 山留め、仮締切、足場、支保工等について設置後又は組立完了時及び使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている</td> <td></td> <td></td> <td>※13に該当した場合はa ※14に該当した場合はd</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	a	b	c	d	e	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった	評価対象項目						1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている			13 安全対策の不備により重大な災害等を受けた		2 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている			14 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった		3 各種安全/パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している					4 安全教育・訓練等を(TBM・KYを含む)240分/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている					5 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている					6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され記録が整備されている					7 過積載防止に取り組んでいる					8 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている					9 重機操作に関して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている					10 山留め、仮締切、足場、支保工等について設置後又は組立完了時及び使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている					11 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている			※13に該当した場合はa ※14に該当した場合はd		12 その他				理由:					該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																							
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																																																																																							
評価対象項目																																																																																																																																																																											
○	1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。		安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																																																																																							
	2 社内/パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。																																																																																																																																																																										
	3 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。																																																																																																																																																																										
	4 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。																																																																																																																																																																										
	5 新規入場者教育の内容に当該工事の現場特性が反映されている。																																																																																																																																																																										
	6 工事期間を通じて労働災害及び公衆災害が発生しなかった。																																																																																																																																																																										
◎	7 過積載防止に積極的に取り組んでいる。																																																																																																																																																																										
○	8 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。																																																																																																																																																																										
○	9 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。																																																																																																																																																																										
○	10 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。																																																																																																																																																																										
◎	11 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。																																																																																																																																																																										
○	12 その他																																																																																																																																																																										
理由:																																																																																																																																																																											
該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																																																																																																																																																											
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																							
安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった																																																																																																																																																																							
評価対象項目																																																																																																																																																																											
	1 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている			13 安全対策の不備により重大な災害等を受けた																																																																																																																																																																							
	2 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている			14 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった																																																																																																																																																																							
	3 各種安全/パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している																																																																																																																																																																										
	4 安全教育・訓練等を(TBM・KYを含む)240分/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている																																																																																																																																																																										
	5 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている																																																																																																																																																																										
	6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され記録が整備されている																																																																																																																																																																										
	7 過積載防止に取り組んでいる																																																																																																																																																																										
	8 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている																																																																																																																																																																										
	9 重機操作に関して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている																																																																																																																																																																										
	10 山留め、仮締切、足場、支保工等について設置後又は組立完了時及び使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている																																																																																																																																																																										
	11 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている			※13に該当した場合はa ※14に該当した場合はd																																																																																																																																																																							
	12 その他																																																																																																																																																																										
理由:																																																																																																																																																																											
該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																																																																																											
IV. 対外関係		IV. 対外関係																																																																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>適切である</th> <th>ほぼ適切である</th> <th>他の評価に該当しない</th> <th>やや不適切である</th> <th>不適切である</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>1 関係官公庁等との調整を行いトラブルの発生がない。</td> <td></td> <td>対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</td> <td>対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>2 工事施工に当たり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>3 地元と調整を行う等十分な配慮を行って施工している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 近隣住民からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 第三者からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>6 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>◎</td> <td>7 工事的及び内容を工事看板等により定期的に地域住民、通行者等に分かりやすく周知している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>8 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数() </td> </tr> </tbody> </table>		a	b	c	d	e	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	評価対象項目					○	1 関係官公庁等との調整を行いトラブルの発生がない。		対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	◎	2 工事施工に当たり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。				◎	3 地元と調整を行う等十分な配慮を行って施工している。					4 近隣住民からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。					5 第三者からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。				○	6 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。				◎	7 工事的及び内容を工事看板等により定期的に地域住民、通行者等に分かりやすく周知している。				○	8 その他				理由:					該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()					<table border="1"> <thead> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> <tr> <th>対外関係が適切であった</th> <th>対外関係がほぼ適切であった</th> <th>他の事項に該当しない</th> <th>対外関係がやや不備であった</th> <th>対外関係が不備であった</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">対象項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 工事施工に当たり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない</td> <td></td> <td></td> <td>7 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 工事施工に当たり、地元との適切な調整を行った</td> <td></td> <td></td> <td>8 請負者の対応による苦情が多い、または対応が悪くトラブルがあった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった</td> <td></td> <td></td> <td>9 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、または苦情によるトラブルが少なかった</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	a	b	c	d	e	対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった	対象項目						1 工事施工に当たり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない			7 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた		2 工事施工に当たり、地元との適切な調整を行った			8 請負者の対応による苦情が多い、または対応が悪くトラブルがあった		3 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった			9 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った		4 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、または苦情によるトラブルが少なかった					5 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している					6 その他				理由:					該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																				
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																							
適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である																																																																																																																																																																							
評価対象項目																																																																																																																																																																											
○	1 関係官公庁等との調整を行いトラブルの発生がない。		対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。																																																																																																																																																																							
◎	2 工事施工に当たり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。																																																																																																																																																																										
◎	3 地元と調整を行う等十分な配慮を行って施工している。																																																																																																																																																																										
	4 近隣住民からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。																																																																																																																																																																										
	5 第三者からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行っている。																																																																																																																																																																										
○	6 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。																																																																																																																																																																										
◎	7 工事的及び内容を工事看板等により定期的に地域住民、通行者等に分かりやすく周知している。																																																																																																																																																																										
○	8 その他																																																																																																																																																																										
理由:																																																																																																																																																																											
該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が80%未満……c ①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質の高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()																																																																																																																																																																											
a	b	c	d	e																																																																																																																																																																							
対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった																																																																																																																																																																							
対象項目																																																																																																																																																																											
	1 工事施工に当たり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない			7 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた																																																																																																																																																																							
	2 工事施工に当たり、地元との適切な調整を行った			8 請負者の対応による苦情が多い、または対応が悪くトラブルがあった																																																																																																																																																																							
	3 苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係であった			9 関係法令に違反する恐れがあったため、監督職員から文書により指示を行った																																																																																																																																																																							
	4 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、または苦情によるトラブルが少なかった																																																																																																																																																																										
	5 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している																																																																																																																																																																										
	6 その他																																																																																																																																																																										
理由:																																																																																																																																																																											
該当項目が90%以上……a 該当項目が80～90%未満……b 該当項目が60～80%未満……c 該当項目が60%未満……d ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																																																																																																																																																											

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

土3-1④		改正後				【監督員】
3 出来形及び出来ばえ		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 () ※評価した工種名を記載すること	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足しているが、そのばらつきが規格値の80%を超える。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		<p>① 出来形の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>			<p>※検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d」評価とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	

土3-1④		改正前				【監督員】
3 出来形及び出来ばえ		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 () ※建築、機械設備、電気設備工事は、下記により評価すること	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		<p>※ 評価した工種名を記載すること</p>			<p>評価対象項目</p> <p>1 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>2 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※1に該当した場合はd</p> <p>※2に該当した場合はe</p>	

土3-1④		改正後				【監督員】
3 出来形及び出来ばえ		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 工種名 ()	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員の改造請求を行った。
		<p>① 品質の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事的物の規格をいう。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>			<p>※検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d」評価とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は「d」より上位の評価とすることができる。</p>	
		<p>品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。</p>				

土3-1⑤		改正前				【監督員】
3 出来形及び出来ばえ		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 工種名 () ※建築、機械設備、電気設備工事は、下記により評価すること	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る	
		<p>※ ばらつきの判定は別紙1「記入方法及び留意事項」を参照すること</p> <p>※ a及びbの判定は総合的に判断する</p>			<p>評価対象項目</p> <p>1 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>2 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※1に該当した場合はd</p> <p>※2に該当した場合はe</p>	

土3-1④		改正後				【監督員】
3 出来形及び出来ばえ		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 () ※評価した工種名を記載すること	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足しているが、そのばらつきが規格値の80%を超える。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		<p>① 出来形の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準により難しい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>			<p>※検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d」評価とする。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は「d」より上位の評価とすることができる。</p>	
		<p>品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。</p>				

土3-1⑤		改正前				【監督員】
3 出来形及び出来ばえ		a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 工種名 () ※建築、機械設備、電気設備工事は、下記により評価すること	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る	
		<p>※ ばらつきの判定は別紙1「記入方法及び留意事項」を参照すること</p> <p>※ a及びbの判定は総合的に判断する</p>			<p>評価対象項目</p> <p>1 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>2 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※1に該当した場合はd</p> <p>※2に該当した場合はe</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後								改正前															
土3-3②				3 出来形および出来ばえ				【検査員】				土3-3②				3 出来形および出来ばえ				【検査員】			
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	検査項目	細別	a	b	c	d	e	検査項目	細別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 ()	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値のおおむね80%以内で、「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘により修補を行った。	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 工種名 ()	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。									
		※ 評価した工種名を記載すること。		1 出来形管理表又は管理図表(測定基準に「寸法表示箇所」又は「測点毎」と記載された測定項目を含む。)及び工事完成図が過不足なく整理されていることが確認できる。		2 出来形管理の結果が、施工計画書に設定した自社施工管理基準を管理点数の8割以上で満足していることが確認できる。		3 写真管理基準の管理項目及び管理点数が基準を満足している。			4 不可視部分の出来形が、写真で管理できる。		5 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。		6 その他								
<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定を行うものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 1の「寸法表示箇所」と記載された測定項目とは、えん堤工、橋台躯体工、橋脚躯体工などの設計図面の寸法表示箇所のことである。</p> <p>⑤ 1の「測点毎」と記載された測定項目とは、護岸工・流路工の幅(W1・W2)など、横断面図等に寸法表示がなくても管理すべき測定項目のことである。</p> <p>⑥ 1において、道路改良工事に必要な測定項目(W1・W2・W3)を管理していない場合は評価しない。</p> <p>⑦ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> <p>⑧ ◎印は加点項目である。5については、新工種における特殊工事で、技術的根拠を基に監督員と協議の上新たに管理基準を設けた場合に限定して評価する。新工種でも他の規格値を準用した場合は評価しない。</p>								<p>※ 評価した工種名を記載すること</p> <p>1 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>2 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※1に該当した場合はd</p> <p>※2に該当した場合はe</p>															
								<p>※建築、機械設備、電気設備工事は、下記により評価すること</p>															
								<p>建築工事</p> <p>機械設備工事</p> <p>電気設備工事</p>															
								<p>出来形管理が適切である</p> <p>出来形管理がほぼ適切である</p> <p>他の事項に該当しない</p> <p>出来形管理がやや不備である</p> <p>出来形管理が不備である</p>															
								<p>評価対象項目</p> <p>1 出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる</p> <p>2 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる</p> <p>3 自社の管理基準を設定して、適切に管理している</p> <p>4 写真管理基準の管理項目を満足している</p> <p>5 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書又は施工図)を概ね満足している</p> <p>6 出来形の性能、機能が設計値(設計図書又は施工図)を概ね満足している</p> <p>7 その他理由:</p> <p>8 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>9 検査員が検査時に軽易な指示等を行った</p> <p>10 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>11 検査員が検査時に大々的な指示等を行った</p> <p>※8、9に該当した場合はd</p> <p>※10、11に該当した場合はe</p>															
								<p>該当項目が90%程度以上・・・a ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>該当項目が80~90%程度・・・b ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>該当項目が60~80%未満・・・c ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>該当項目が60%未満・・・d ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>															

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		3 出来形及び出来ばえ					【検査員】	
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
様式土3-3③		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 コンクリート	<p>●評価対象項目</p> <p>1 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工していることが確認できる。</p> <p>2 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻き出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。</p> <p>3 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>4 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。</p> <p>5 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)</p> <p>6 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>7 コンクリートが、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>8 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理及び面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。</p> <p>9 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>10 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>11 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>12 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>13 鉄筋を露出した状態で完了する場合、防さびの処置が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>14 圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。</p> <p>15 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>16 スーパーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。</p> <p>17 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>18 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照</p> <p>19 その他 理由</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>評価値が60%未満.....c</p> <p>評価値</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評価値</p>					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。	

改正後		3 出来形及び出来ばえ					【検査員】	
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
様式土3-3④		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 土工事(切土、盛土、堤防等工事)	<p>●評価対象項目</p> <p>1 雨水等による滞水、流入が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p>2 段切りが仕様書に基づき行われていることが確認できる。</p> <p>3 置換えのための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。</p> <p>4 締固めを適切な条件(巻き出し厚、含水比、転圧機械)で施工していることが確認できる。</p> <p>5 芝付け及び種子吹付けが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。</p> <p>6 構造物周辺の締固めが設計図書に定められた条件で行われていることが確認できる。</p> <p>7 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>8 盛土材料試験(土の締固め試験(CBR試験))及び現場密度の測定等必要な試験を行っている。</p> <p>9 法面に有害な亀裂がない。</p> <p>10 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。</p> <p>11 切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。</p> <p>12 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。</p> <p>13 その他 理由</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>評価値が60%未満.....c</p> <p>評価値</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評価値</p>					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。	

改正前		3 出来形及び出来ばえ					【検査員】		
検査項目	細別	a	b	c	d	e			
様式土3-3③		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超過するものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 コンクリート構造物工事	<p>●評価対象項目</p> <p>1 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる。</p> <p>2 コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>3 施工条件及び気象条件に適した運搬・打設時間、打設器具の吐出口から打込み面までの高さ、締固め、温度管理、養生方法を適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む)。</p> <p>4 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>5 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。</p> <p>6 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。</p> <p>7 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>8 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。</p> <p>9 鉄筋の加工・組立継手等が適正であることが確認できる。</p> <p>10 鉄筋を露出した状態で完了する場合、防錆の処置が適切に行われている。</p> <p>11 圧着作業は有資格作業員が行っている。</p> <p>12 スーパーの材質が適正で、品質が確認できる。</p> <p>13 スーパーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。</p> <p>14 コンクリート打継ぎ目の処理が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>15 コンクリート構造物のクラック処理状況</p> <p>クラックがある場合で進行性又は有害なクラックがなく、検査前までに発注者と協議した上で調査し、その調査結果に等に基づき適切な処置が行われている。 ※様式1を参照 ※15に該当があればc評価</p>					品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超過するものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>評価値が60%未満.....c</p> <p>評価値</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評価値</p>					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

改正前		3 出来形及び出来ばえ					【検査員】		
検査項目	細別	a	b	c	d	e			
様式土3-3④		品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超過するものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 土工事(切土、盛土、築堤等工事)	<p>●評価対象項目</p> <p>1 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。</p> <p>2 段切り等が施工前に適切に行われている。</p> <p>3 置換えのための掘削を行うに当たり、掘削面以下を乱さないように施工している。</p> <p>4 締固めを適切な条件で施工している。</p> <p>5 筋芝(張芝)または種子吹付け等を適切に行っている。</p> <p>6 構造物周辺の締め固め等の処理を適切に行っている。</p> <p>7 土羽土の土質が適正である。</p> <p>8 CBR試験等を行っている。</p> <p>9 法面に有害なクラックや損傷部及び作業機械の爪痕がない。</p> <p>10 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。</p> <p>11 切取法面において、落石等の危険がないように緩んだ転石、岩塊等が除去されている。</p> <p>12 残土の処理が適切に実施され、残土処分量が資料により確認できる。</p>					品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超過するものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>評価値が60%未満.....c</p> <p>評価値</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評価値</p>					①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後				改正前					
様式土3-3⑤		3 出来形及び出来ばえ		様式土3-3④		3 出来形及び出来ばえ			
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】		【検査員】		【検査員】			
考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d		
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 護岸・根固・水制工事 ブロック(石)積工(張工)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。			
		<p>● 評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p>1 基礎工(護岸)において、掘り過ぎがな施工しているとともに、施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。</p> <p>2 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。</p> <p>3 設計図書に基づきコンクリートが使用され、コンクリート受入れ時に必要な試験を実施している。加えて、コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>4 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め・養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)</p> <p>5 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理及び面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。</p> <p>6 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>7 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は、監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>8 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。</p> <p>9 製品にひび割れ等の損傷なく設置されているとともに、ゴミ・泥等が付着していないことが確認できる。</p> <p>10 養生工で、養生の種類、品質、配合、及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1参照</p> <p>【護岸工、ブロック(石)積工(張工)】</p> <p>12 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めが、空隙が生じていないよう十分行われており、抜型枠の処理が適切であることが確認できる。</p> <p>13 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行われていることが確認できる。</p> <p>14 水抜き孔は適切な位置に設けられ、吸い出し、目詰まりのないよう施工されている。</p> <p>15 伸縮目地は適切な位置に設けられている。</p> <p>16 丁張りを3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。</p> <p>17 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>18 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性が確保されていることが確認できる。</p> <p>【根固め・水制工・植生工】</p> <p>19 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>20 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(根固工では連結金具のネジ山つぶしが確認できる。)</p> <p>21 その他 理由</p>		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。</p> <p>⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>		<p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	
		<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上90%未満 a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満 b</p> <p>評価値が60%以上70%未満 b'</p> <p>評価値が60%未満 c</p> <p>評 価 数</p> <p>評 価 該 当 項 目 数</p> <p>評 価 値</p>						<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	
								<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後				改正前			
様式土3-3⑨ 3 出来形及び出来ばえ 【検査員】 【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。				様式土3-3⑥ 3 出来形及び出来ばえ 【検査員】			
検査項目 細別	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る	
3. 出来形及び出来ばえ 【II 品質】 海岸工事 ☆	削除 チェック ● 評価対象項目 1 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量等の測定結果が確認できる。 3 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 4 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 5 コンクリートが、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートブロックの転置及び仮置に当たって、強度確認を行っている。 7 転倒や崩壊等がないようコンクリートブロックの仮置を行っていたことが確認できる。 8 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 9 被覆石は、ゆるみのないよう堅固に施工されていることが確認できる。 10 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表(現物照合を含む。)で確認できる。 11 マット(シート)が破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真等により確認できる。 12 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 13 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 14 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。 15 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いした場合を含む。) 16 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 17 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 18 スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 19 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 20 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 21 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照 22 その他 理由	評価対象項目 1 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる 2 コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる 3 施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設方法、温度管理、養生方法等を適切に行っている(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 4 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている 5 コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている 6 コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない 7 捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられているのが確認できる 8 被覆石は、ゆるみのないよう堅固に施工されている	9 監督職員が文書で改善指示を行った 10 検査員が検査時に手直し指示等をを行った場合 ※9又は10に該当した場合はd	11 契約書に基づき破壊検査を行った ※11に該当した場合はe			
●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。		※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・b		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前					
様式土3-3①					様式土3-3⑧					
3 出来形及び出来ばえ					3 出来形及び出来ばえ					
【検査員】					【検査員】					
[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。										
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 二次製品構造物、小型構造物	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>●評価対象項目 1 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、湧水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。 2 盛土又は埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。 3 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。 4 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 5 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ、締固め方法及び養生方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理及び面取りが適切に行われているとともに、脱型後に、型枠の締め付け材がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。 7 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 8 製品に有害なひび割れ等の損傷がない、又は損傷部を適切に補修している。 9 JIS製品以外の製品は、外観及び品質規格証明資料が整っている。 10 製品のかみ合わせが適切に施工されている。また、組立製品の連結等の適切な施工が、点検資料等により確認できる。 11 緊張及びグラウト管理が適切に実施され、記録により確認できる。 12 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 13 その他 理由</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c</p> <p>評価値 評価対象項目数 評価値</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>		
									<p>11 監督職員が文書で改善指示を行った検査員が検査時に手直し指示等をを行った場合</p> <p>※11又は12に該当した場合はd</p>	<p>13 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※13に該当した場合はe</p>
									<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤ 当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p>	
									<p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・・・b</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前	
様式土3-3⑩		様式土3-3⑨	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【検査員】		【検査員】	
検査項目	細別	検査項目	細別
	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e		<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e
3. 出来形及び出来ばえ	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <small>〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕</small> <small>※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</small></p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日に検査員より確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 <small>〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕</small> <small>※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</small></p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	
【II品質】	<p>●評価対象項目</p> <p>【杭関係共通】</p> <p>1 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。</p> <p>2 既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録が整理されていることが確認できる。</p> <p>3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。</p> <p>4 掘削機械の水平度、安全度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>【コンクリート杭、鋼管杭】</p> <p>5 杭の仮置き方法が適切である。</p> <p>6 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>7 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。</p> <p>【場所打杭(オートケイシング、リバース、アースドリル工法等)】</p> <p>8 場所打杭についてレミー管等をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。</p> <p>9 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>10 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>11 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量等の測定結果が確認できる。</p> <p>12 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。</p> <p>13 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>14 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いた場合を含む。)</p> <p>15 コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>16 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>17 スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。</p> <p>18 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>【深礎杭】</p> <p>19 ライナープレートの組立てに当たり、偏心と歪みが少なくなるよう配慮して施工していることが確認できる。</p> <p>20 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。</p> <p>21 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料が、整理されていることが確認できる。</p> <p>22 裏込材(グラウト用モルタル)が設計図書に基づく配合試験及び試験練が行われており、適切なモルタルの規格が確認できる。</p> <p>23 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。</p> <p>24 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている。</p> <p>25 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>26 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いた場合を含む。)</p> <p>27 コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>28 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>29 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>【鋼管井筒基礎工】</p> <p>30 杭の仮置き方法が適切である。</p> <p>31 溶接の品質管理に関して、設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>32 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量等の測定結果が確認できる。</p> <p>33 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高を適切に行っている。</p> <p>34 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>35 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いた場合を含む。)</p> <p>36 コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>37 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>【地盤改良工事関係】</p> <p>38 施工地盤は不陸整正され、安定剤が路床土と均一にかはん混合されていることが確認できる。</p> <p>39 安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている。</p> <p>40 置き換え掘削深さ及び幅は設計図書どおり確保され、一層の敷均し厚は所定の仕上がり厚で十分に締め固められている。</p> <p>41 サンドレーン・ペーバードレーン工法では、材料の使用量が記録されている。</p> <p>42 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>43 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料が、整理されていることが確認できる。</p> <p>44 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等が行われていることが確認できる。</p> <p>45 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。</p> <p>46 設計図書に示された六価クロム溶出試験が行われ、監督員の承諾がなされていることが確認できる。</p> <p>47 その他 理由</p>	<p>II. 品質</p> <p>評価対象項目</p> <p>【杭関係共通】</p> <p>1 杭に損傷及び補修痕がない</p> <p>2 杭の施工、打止め管理方法(支持層の確認及び支持層への根入長を含む)等が整備され、</p> <p>3 水平度、安全度、鉛直度等が確認できる</p> <p>【コンクリート杭、鋼管杭】</p> <p>4 杭の仮置き方法が適切である</p> <p>5 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる</p> <p>【現場打杭(オートケイシング、リバース、アースドリル工法等)】</p> <p>6 場所打杭についてレミー管等をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる</p> <p>7 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等が適切に管理されている</p> <p>8 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基総量等)が確認できる</p> <p>9 コンクリート打設の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる</p> <p>10 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている</p> <p>11 鉄筋の規格がミルシートで確認できる</p> <p>12 鉄筋の引っ張り強度、曲げ強度が試験値で確認できる</p> <p>13 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる</p> <p>14 鉄筋の加工・組立が適正であることが確認できる</p> <p>15 スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる</p> <p>16 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している</p> <p>【深礎杭】</p> <p>17 ライナープレートの組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている</p> <p>18 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる</p> <p>19 裏込材(グラウト用モルタル)が設計図書に基づく配合試験及び試験練が行われており、適切なモルタルの規格が確認できる</p> <p>20 コンクリート打設の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる</p> <p>21 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている</p> <p>22 鉄筋の規格がミルシートで確認できる</p> <p>23 鉄筋の引っ張り強度、曲げ強度が試験値で確認できる</p> <p>24 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる</p> <p>25 鉄筋の加工・組立が適正であることが確認できる</p> <p>【鋼管井筒基礎工】</p> <p>26 杭の仮置き方法が適切である</p> <p>27 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる</p> <p>28 コンクリート打設の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる</p> <p>29 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さを適切に行っている</p> <p>30 鉄筋の規格がミルシートで確認できる</p> <p>31 鉄筋の引っ張り強度、曲げ強度が試験値で確認できる</p> <p>32 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる</p> <p>33 鉄筋の加工・組立が適正であることが確認できる</p> <p>【地盤改良工事関係】</p> <p>34 施工地盤は不陸整正され、安定剤が路床土と均一に攪拌混合されていることが確認できる</p> <p>35 安定剤の散布及び混合時に粉塵等の対策が実施されている</p> <p>36 置き換え掘削深さ及び幅は設計書どおり確保され、一層の敷均し厚は仕上がり厚20cm以下で十分に締め固められている</p> <p>37 サンドレーン・ペーバードレーン工法では、材料の使用量が記録により確認できる</p>	
	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・b'</p> <p>評価値が60%未満・・・c</p> <p>評価値 評価該当項目数 評価値</p>	<p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきを判断できない場合は、評価対象項目だけで評価する</p> <p>※ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a</p> <p>※ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60~80%未満・・・・b</p> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。</p> <p>⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>	
	<p>38 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>39 検査員が検査時に手直し指示等を等を行った場合</p> <p>※38又は39に該当した場合はd</p> <p>40 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※40に該当した場合はe</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前										
様式土3-3⑬					様式土3-3⑭										
3 出来形及び出来ばえ					3 出来形及び出来ばえ										
【検査員】					【検査員】										
[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。					[記入方法] 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。										
検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	検査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 コンクリート橋工事(PC及びRCを対象) ☆	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照								
		<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。) コンクリートが、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 鉄筋の品質が証明書で確認できる。 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。(監督員が立会いた場合を含む。) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。 圧接作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。 スぺーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。 シーース、PC鋼材の配置が適切であることが確認できる。 プレビーム桁のプレフレクション管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 プレストレス時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照 その他 理由 <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c</p> <p>評価値 評価該当項目数 評価値</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>			
<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p>					<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p>										
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 塗装工事 ☆	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照								
		<p>● 評価対象項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 塗料を使用前にかくはんし、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 鋼材表面及び被塗面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 その他 理由 <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c</p> <p>評価値 評価該当項目数 評価値</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>			
<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p>					<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p>										

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前	
様式土3-3⑬		様式土3-3⑩	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】	
審査項目	細 別	a	a'
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 植栽工事 ★	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>● 評価対象項目 【共通】</p> <p>1 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。</p> <p>2 活着が促されるよう管理していることが確認できる。</p> <p>3 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。</p> <p>4 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。</p> <p>5 土壌改良材等(種類、施用量、施用方法等)は適切に施工されている。</p> <p>【高木植栽及び移植】</p> <p>6 施工完了後、余剰枝のせん定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。</p> <p>7 移植木の管理(掘り取り、せん定、運搬、養生等)が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>8 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。</p> <p>9 植えた樹木に対して余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。</p> <p>10 添木をくらすきがないよう設置していることが確認できる。</p> <p>【地被類植栽】</p> <p>11 芝、地被は病害虫がなく、生育・緊密度に優れ、雑物の混じっていないものが使用されている。</p> <p>12 地被植物は草姿、草勢、ポット内の根茎等の品質の良いものが使用されている。</p> <p>13 芝張り後の処置が適切に活着している。</p> <p>14 その他 理由</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>
		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工程の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>	
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>	

改正後		改正前	
様式土3-3⑮		様式土3-3⑪	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】	
審査項目	細 別	a	a'
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 防護柵・標識・区画線等設置工事 ★	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>● 評価対象項目</p> <p>1 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。</p> <p>2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。</p> <p>3 防護柵等の基礎工の施工に当たって、二次製品構造物、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。</p> <p>4 防護柵等の支柱の施工に当たって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。</p> <p>5 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えられていることが確認できる。</p> <p>6 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。</p> <p>7 防護柵等の組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。</p> <p>8 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。</p> <p>9 区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>10 溶融式、高視認性区画線の施工では、常に180～220℃の温度で塗布できるよう溶解槽の温度管理がなされていることが確認できる。</p> <p>11 区画線の施工に当たって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。</p> <p>12 区画線の消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。</p> <p>13 プライマーの施工に当たって、路面に塗布していることが確認できる。</p> <p>14 防護柵(網)、標識、区画線等の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>15 その他 理由</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>
		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工程の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>	
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>	

改正後		改正前	
様式土3-3⑮		様式土3-3⑪	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】	
審査項目	細 別	a	a'
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 植栽工事 ★	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>● 評価対象項目 【共通】</p> <p>1 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。</p> <p>2 活着管理が適切に行われている。</p> <p>3 植栽木等の生育に害のあるものは除去されている。</p> <p>4 土壌改良材等(種類、施用量、施用方法等)は適切に施工されている。</p> <p>【高木植栽及び移植】</p> <p>5 植栽木の樹形は樹種の特性に応じた樹形であり、病害虫、損傷のないものが使用されている。</p> <p>6 植栽木は樹種の特性に応じた根鉢・根株をもち、鉢くずれのないように適切に固定されている。</p> <p>7 搬入から植付までの間、養生が適切に行われている。</p> <p>8 移植木の管理(掘り取り、剪定、運搬、養生等)が適切に行われている。</p> <p>9 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。</p> <p>【地被類植栽】</p> <p>10 芝、地被は病害虫がなく、育成・緊密度に優れ、雑物の混じっていないものが使用されている。</p> <p>11 地被植物は草姿、草勢、ポット内の根茎等の品質の良いものが使用されている。</p> <p>12 芝張り後の処置が適切である。</p> <p>13 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>14 検査員が検査時に手直し指示等をを行った場合</p> <p>15 契約書に基づき破壊検査を行った</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>
		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>	

改正後		改正前	
様式土3-3⑯		様式土3-3⑫	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】	
審査項目	細 別	a	a'
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 防護柵(網)・標識・区画線設置工事 ★	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>● 評価対象項目</p> <p>1 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。</p> <p>2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。</p> <p>3 防護柵等の基礎工の施工に当たって、二次製品構造物、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。</p> <p>4 防護柵等の支柱の施工に当たって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。</p> <p>5 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えられていることが確認できる。</p> <p>6 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。</p> <p>7 防護柵等の組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。</p> <p>8 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。</p> <p>9 区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>10 溶融式、高視認性区画線の施工では、常に180～220℃の温度で塗布できるよう溶解槽の温度管理がなされていることが確認できる。</p> <p>11 区画線の施工に当たって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。</p> <p>12 区画線の消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。</p> <p>13 プライマーの施工に当たって、路面に塗布していることが確認できる。</p> <p>14 防護柵(網)、標識、区画線等の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>15 その他 理由</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>
		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>	

改正後		改正前	
様式土3-3⑰		様式土3-3⑬	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】	
審査項目	細 別	a	a'
3. 出来形及び出来ばえ	【II品質】 防護柵(網)・標識・区画線設置工事 ★	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>● 評価対象項目</p> <p>1 防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。</p> <p>2 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。</p> <p>3 防護柵等の基礎工の施工に当たって、二次製品構造物、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。</p> <p>4 防護柵等の支柱の施工に当たって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。</p> <p>5 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力が与えられていることが確認できる。</p> <p>6 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。</p> <p>7 防護柵等の組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。</p> <p>8 ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。</p> <p>9 区画線の厚さが見本等で設計図書に定められた仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>10 溶融式、高視認性区画線の施工では、常に180～220℃の温度で塗布できるよう溶解槽の温度管理がなされていることが確認できる。</p> <p>11 区画線の施工に当たって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。</p> <p>12 区画線の消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。</p> <p>13 プライマーの施工に当たって、路面に塗布していることが確認できる。</p> <p>14 防護柵(網)、標識、区画線等の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>15 その他 理由</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p>
		<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない。 【関連基準・土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきは別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	
		<p>●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前	
様式土3-3①		様式土3-3②	
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ	
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【検査員】	
検査項目	細 別	a	a'
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 港湾築造工事(しゅんせつ海岸築造工事を含む。)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきの判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「c」より上位の評価をすることができる。
	<p>● 評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p>1 漏り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。</p> <p>2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。</p> <p>【しゅんせつ・床掘関係】</p> <p>3 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工していることが確認できる。</p> <p>4 しゅんせつ工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。</p> <p>【地盤改良関係】</p> <p>5 改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。</p> <p>6 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。</p> <p>7 サンドドレーン・砕石ドレーン、サンドコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認できる。</p> <p>8 ベーバードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できる。</p> <p>9 打設を完了したベーバードレーンの頭部が保護され、排水効果が維持されている。</p> <p>10 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。</p> <p>11 前記7),8),9)以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。</p> <p>12 サンドコンパクションパイル、深層混合処理において、盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。</p> <p>【マット、捨石及び均し関係】</p> <p>13 捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む。)で確認できる。</p> <p>14 マットが破損なく所定の幅で重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。</p> <p>15 被覆石及び根固め石がゆるみのないよう堅固に施工され、記録により確認できる。</p> <p>16 裏込めが既設構造物及び防砂目地板の破損がなく施工され、記録により確認できる。</p> <p>【本体：杭及び矢板、控工関係】</p> <p>17 鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む。)で確認できる。</p> <p>18 鋼材の保管に当たり、変形及び塗膜面に損傷を与えないよう、適切に処置されている。</p> <p>19 杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。</p> <p>20 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。</p> <p>21 タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。</p> <p>22 タイワイヤーは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。</p> <p>23 溶接及び切断について、仕様書等設計図書に定められたとおり行われていることが確認できる。</p> <p>【本体：ケーソン据付、ブロック据付関係】</p> <p>24 ケーソン据付に先立ち仮置場を調査し、所定の位置に異常なく仮置きされていることが確認できる。</p> <p>25 ケーソン及び既設構造物等に破損がなく施工されている。</p> <p>26 ケーソンの据付けの際に、既設構造物との接触面に付着している貝・海藻類を除去している。</p> <p>27 コンクリートブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。</p> <p>【コンクリート関係】</p> <p>28 設計図書に基づくコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/o・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>29 コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、単位水量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。</p> <p>30 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>31 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む。)</p> <p>32 コンクリートが、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>33 鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</p> <p>34 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>35 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>36 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>37 スペーサーの品質及び個数が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかぶりを確保していることが確認できる。</p> <p>38 コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>39 コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>40 コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※別紙1を参照</p> <p>41 その他 理由</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少くない</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p>	
	<p>33 監督職員が文書で改善指示を行った</p> <p>34 検査員が検査時に手直し指示等をを行った場合</p> <p>※33又は34に該当した場合はd</p>	<p>35 契約書に基づき破壊検査を行った</p> <p>※35に該当した場合はe</p>	
	<p>※ 試験結果の打点数等が少くばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する</p> <p>※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a</p> <p>※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・b</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。</p>	
	<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評 価 該 当 項 目 数</p> <p>評 価 値</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。</p> <p>⑤ 当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前			
様式土3-3⑬ 3 出来形及び出来ばえ 【検査員】		様式土3-3⑬ 3 出来形及び出来ばえ 【検査員】			
【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。		【記入方法】 評価対象外の項目は削除に、評価に値する項目はチェックに1を記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。			
審査項目	細 別	審査項目	細 別		
	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e		<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e		
3. 出来形及び出来ばえ	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>● 評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工基面が平滑に仕上げられ、支持力が確認されている。 2 盛土材の材料試験が実施され、現場に反映されている。 3 盛土の締固めが適切な条件(含水比、人力機械別、巻き出し厚・敷均し、転圧作業等)で施工され現場密度も確認できる。 4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 5 盛土材、壁面材等の諸材料の保管管理が適切である。 6 壁面材等の材料の品質・規格がミルシート、工場管理資料等より確認できる。 7 製品に有害な損傷等がなく、又は損傷部等を適切に補修している。 <p>【テールアルメ、多数アンカー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 壁面材と補強材の取付けの適切な施工が、点検記録等により確認できる。 9 補強材の取付角度が適切で、水平に敷設されている。 10 透水防砂材の取付けが適切に行われている。 11 目地材の設置が適切に行われている。 <p>【ジオテキスタイル】</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 壁面材とジオテキスタイル(補強材)の連結等組立ての適切な施工が、点検記録等により確認できる。 13 ジオテキスタイルは壁面材に対して直角かつ水平に敷設され、適度に緊張・固定されている。 14 シート、植生マットの取付けが適切に行われている。 15 その他 理由 <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b' 評価値が60%未満・・・・・・ c</p> <p>評 価 数 評価該当項目数 評 価 値</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。</p> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>	3. 出来形及び出来ばえ	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p> <p>評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工基面が平滑に仕上げられ、支持力が確認されている 2 盛土材の材料試験が実施され、現場に反映されている 3 盛土の締固めが適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し、転圧作業等)で施工され、現場密度も確認できる 4 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている 5 盛土材、壁面材等の諸材料の保管管理が適切である 6 壁面材等の材料の品質・規格がミルシート、工場管理資料等により確認できる 7 製品に有害な損傷等がなく、又は損傷部等を適切に補修している <p>【テールアルメ、多数アンカー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 壁面材と補強材の取付が適切に行われている 9 補強材の取付角度が適切で、水平に敷設されている 10 透水防砂材の取付が適切に行われている 11 目地材の設置が適切に行われている <p>【ジオテキスタイル】</p> <ol style="list-style-type: none"> 12 壁面材とジオテキスタイル(補強材)の連結等組立が適切に行われている 13 ジオテキスタイルは壁面材に対して直角かつ水平に敷設され、適度に緊張・固定されている 14 シート、植生マットの取付けが適切に行われている <p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・ a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・・・ b</p>	<p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> <p>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</p> <p>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</p> <p>評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発泡スチロールブロック(以下「発泡材」)の設置基面が平滑に仕上げられている 2 地下水の排水や雨水排水が適切に行われ、レベリング層がドライな状態に保たれている 3 発泡材の保管管理が適切に行われている 4 発泡材の目地の開き、段差が適切に処理されている 5 発泡材部と盛土部間の隙間の埋戻しが適切に行われている 6 発泡材のカットが適切に行われている 7 発泡材の緊結金具の設置が適切に行われている 8 製品の材質は適正で品質が確認できる <p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・ a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・・・ b</p>
	<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前																																																																																																																																																																												
<p>様式土3-3⑳</p> <p>3 出来形及び出来ばえ</p> <p>【検査員】</p> <p>【記入方法】 評価対象外の項目は削除し、評価に値する項目はチェックに記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。</p>		<p>様式土3-3⑭</p> <p>3 出来形及び出来ばえ</p> <p>【検査員】</p>																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>考査項目</th> <th>細 別</th> <th>a</th> <th>a'</th> <th>b</th> <th>b'</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 出来形及び出来ばえ</td> <td> <p>【II 品質】</p> <p>★ ぼ場整備工事</p> </td> <td> <p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p> </td> <td> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>● 評価対象項目</p> <p>【整地工】</p> <p>1 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である。</p> <p>2 畦畔及び法面が十分に転圧されている。</p> <p>3 石れきや雑物が適正に処理されている。</p> <p>【水路工】【農道工】</p> <p>4 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない。</p> <p>5 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている。</p> <p>6 水路構造物に損傷がない、又は損傷部を適切に補修している。</p> <p>7 コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない。</p> <p>8 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている。</p> <p>9 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている。</p> <p>10 道路路体の転圧が充分なされていることが確認できる。</p> <p>11 道路の上置砕石の転圧が充分に行われている。</p> <p>12 その他 理由</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="7"> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="7"> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	3. 出来形及び出来ばえ	<p>【II 品質】</p> <p>★ ぼ場整備工事</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>		<p>● 評価対象項目</p> <p>【整地工】</p> <p>1 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である。</p> <p>2 畦畔及び法面が十分に転圧されている。</p> <p>3 石れきや雑物が適正に処理されている。</p> <p>【水路工】【農道工】</p> <p>4 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない。</p> <p>5 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている。</p> <p>6 水路構造物に損傷がない、又は損傷部を適切に補修している。</p> <p>7 コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない。</p> <p>8 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている。</p> <p>9 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている。</p> <p>10 道路路体の転圧が充分なされていることが確認できる。</p> <p>11 道路の上置砕石の転圧が充分に行われている。</p> <p>12 その他 理由</p>										<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p>										<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>								<table border="1"> <thead> <tr> <th>考査項目</th> <th>工 種</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 出来形及び出来ばえ</td> <td>ぼ場整備工事</td> <td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、様式1参照</td> <td></td> <td>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</td> <td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</td> <td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</td> </tr> <tr> <td>II. 品質</td> <td></td> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【整地工】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 畦畔及び法面が十分に転圧されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 石れきや雑物が適正に処理されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【水路工・農道工】</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 水路構造物に崩壊や損傷がない、又は、損傷部を適切に補修している</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 道路路体の転圧が充分に行われている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 道路の上置砕石の転圧が充分である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="5"> <p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・・・b</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="5"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	工 種	a	b	c	d	e	3. 出来形及び出来ばえ	ぼ場整備工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、様式1参照		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る	II. 品質		評価対象項目						【整地工】							1 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である							2 畦畔及び法面が十分に転圧されている							3 石れきや雑物が適正に処理されている							【水路工・農道工】							4 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている							5 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない							6 水路構造物に崩壊や損傷がない、又は、損傷部を適切に補修している							7 コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない							8 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている							9 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている							10 道路路体の転圧が充分に行われている							11 道路の上置砕石の転圧が充分である								<p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・・・b</p>							<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				
考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																																																																																																																						
3. 出来形及び出来ばえ	<p>【II 品質】</p> <p>★ ぼ場整備工事</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>																																																																																																																																																																						
	<p>● 評価対象項目</p> <p>【整地工】</p> <p>1 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である。</p> <p>2 畦畔及び法面が十分に転圧されている。</p> <p>3 石れきや雑物が適正に処理されている。</p> <p>【水路工】【農道工】</p> <p>4 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない。</p> <p>5 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている。</p> <p>6 水路構造物に損傷がない、又は損傷部を適切に補修している。</p> <p>7 コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない。</p> <p>8 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている。</p> <p>9 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている。</p> <p>10 道路路体の転圧が充分なされていることが確認できる。</p> <p>11 道路の上置砕石の転圧が充分に行われている。</p> <p>12 その他 理由</p>																																																																																																																																																																													
		<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p>																																																																																																																																																																												
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>																																																																																																																																																																												
考査項目	工 種	a	b	c	d	e																																																																																																																																																																								
3. 出来形及び出来ばえ	ぼ場整備工事	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、様式1参照		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る																																																																																																																																																																								
II. 品質		評価対象項目																																																																																																																																																																												
	【整地工】																																																																																																																																																																													
	1 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である																																																																																																																																																																													
	2 畦畔及び法面が十分に転圧されている																																																																																																																																																																													
	3 石れきや雑物が適正に処理されている																																																																																																																																																																													
	【水路工・農道工】																																																																																																																																																																													
	4 水路及び構造物の据付面が平滑に仕上げられている																																																																																																																																																																													
	5 水路及び構造物の埋め戻し土が十分に締め固められており、周辺との段差がない																																																																																																																																																																													
	6 水路構造物に崩壊や損傷がない、又は、損傷部を適切に補修している																																																																																																																																																																													
	7 コンクリート2次製品の接合が良く、漏水がない																																																																																																																																																																													
	8 付帯構造物が設計図書のとおり適正に施工されている																																																																																																																																																																													
	9 適正な水路勾配で施工され、ほ場面標高も考慮して施工されている																																																																																																																																																																													
	10 道路路体の転圧が充分に行われている																																																																																																																																																																													
	11 道路の上置砕石の転圧が充分である																																																																																																																																																																													
		<p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60～80%未満・・・・・・b</p>																																																																																																																																																																												
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																																																																																																																																																												
<p>様式土3-3㉑</p> <p>3 出来形及び出来ばえ</p> <p>【検査員】</p> <p>【記入方法】 評価対象外の項目は削除し、評価に値する項目はチェックに記入する。評価に値しない場合、チェックは空欄。</p>		<p>様式土3-3⑭</p> <p>3 出来形及び出来ばえ</p> <p>【検査員】</p>																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>考査項目</th> <th>細 別</th> <th>a</th> <th>a'</th> <th>b</th> <th>b'</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 出来形及び出来ばえ</td> <td> <p>【II 品質】</p> <p>★ 暗渠排水工事(湧水処理)</p> </td> <td> <p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p> </td> <td> <p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>● 評価対象項目</p> <p>1 掘削底面が平滑に仕上げられている。</p> <p>2 管路勾配が適正に施工されている。</p> <p>3 管路の接続が適正である。</p> <p>4 施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>5 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。</p> <p>6 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない。</p> <p>7 その他 理由</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="7"> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="7"> <p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	3. 出来形及び出来ばえ	<p>【II 品質】</p> <p>★ 暗渠排水工事(湧水処理)</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>		<p>● 評価対象項目</p> <p>1 掘削底面が平滑に仕上げられている。</p> <p>2 管路勾配が適正に施工されている。</p> <p>3 管路の接続が適正である。</p> <p>4 施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>5 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。</p> <p>6 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない。</p> <p>7 その他 理由</p>										<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p>										<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>								<table border="1"> <thead> <tr> <th>考査項目</th> <th>工 種</th> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> <th>e</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 出来形及び出来ばえ</td> <td>暗渠排水工事(湧水処理)</td> <td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照</td> <td></td> <td>品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない</td> <td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい</td> <td>品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る</td> </tr> <tr> <td>II 品種</td> <td></td> <td colspan="5">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 掘削底面が平滑に仕上げられている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 管路勾配が適正に施工されている</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 管路の接続が適正である</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="5"> <p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上・・・・・・b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以上・・・・・・c</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="5"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	工 種	a	b	c	d	e	3. 出来形及び出来ばえ	暗渠排水工事(湧水処理)	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る	II 品種		評価対象項目						1 掘削底面が平滑に仕上げられている							2 管路勾配が適正に施工されている							3 管路の接続が適正である							4 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない							5 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない								<p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上・・・・・・b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以上・・・・・・c</p>							<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																																												
考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																																																																																																																																																						
3. 出来形及び出来ばえ	<p>【II 品質】</p> <p>★ 暗渠排水工事(湧水処理)</p>	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。</p>																																																																																																																																																																						
	<p>● 評価対象項目</p> <p>1 掘削底面が平滑に仕上げられている。</p> <p>2 管路勾配が適正に施工されている。</p> <p>3 管路の接続が適正である。</p> <p>4 施工基面が平滑に仕上げられている。</p> <p>5 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない。</p> <p>6 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない。</p> <p>7 その他 理由</p>																																																																																																																																																																													
		<p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・ a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・ b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・ b'</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・ c</p> <p>評 価 数</p> <p>評価該当項目数</p> <p>評 価 値</p>																																																																																																																																																																												
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(★印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a'」の評価はしない。</p>																																																																																																																																																																												
考査項目	工 種	a	b	c	d	e																																																																																																																																																																								
3. 出来形及び出来ばえ	暗渠排水工事(湧水処理)	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照		品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る																																																																																																																																																																								
II 品種		評価対象項目																																																																																																																																																																												
	1 掘削底面が平滑に仕上げられている																																																																																																																																																																													
	2 管路勾配が適正に施工されている																																																																																																																																																																													
	3 管路の接続が適正である																																																																																																																																																																													
	4 被覆材、疎水材が仕様書に定めた品質を有し、雑物等の混入がない																																																																																																																																																																													
	5 埋め戻しが適正に施工され周辺との段差がない																																																																																																																																																																													
		<p>※ 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで評価する ※ ばらつきが少なく、該当項目が4項目以上・・・・・・a ※ ばらつきが少なく、該当項目が3項目以上・・・・・・b ※ ばらつきが少なく、該当項目が2項目以上・・・・・・c</p>																																																																																																																																																																												
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>																																																																																																																																																																												

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前		
様式土3-3②		様式土3-3②		
3 出来形及び出来ばえ		3 出来形及び出来ばえ		
【検査員】		【検査員】		
考査項目	細 別	考査項目	細 別	
	<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつき判断は別紙1「記入方法及び留意事項」参照		<input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照	
3. 出来形及び出来ばえ	【II 品質】 橋梁補修修繕工事 ☆ <ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 【クラック補修(ひびわれ注入)】 1 施工面の泥等を除去していることが確認できる。 2 クラックの中心位置に注入器を取り付け、シール材硬化後に注入していることが確認できる。 3 主剤と硬化剤のかくはん、配合が適正に管理され、可使用時間内の施工が確認できる。 4 天候等現場状況を確認し、気温、湿度等の計測を行い作業していることが確認できる。 5 注入材の硬化養生後、シール部を平坦に仕上げていることが確認できる。 6 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 7 その他 理由 【橋梁塗装】 ☆ <ul style="list-style-type: none"> 8 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 9 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 10 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 11 塗料を使用前にかくはんし、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 12 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 13 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 14 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 15 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 16 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 17 その他 理由 【伸縮継手】 ☆ <ul style="list-style-type: none"> 18 既設伸縮装置撤去が適切に行われ、清掃されていることが確認できる。 19 鉄筋の加工・組立て、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる。 20 コンクリート打設が適切に施工されていることが確認できる。 21 プライマー等が均一に塗布され、可使用時間、養生が適切であることが確認できる。 22 シール(止水)材充填が適切に施工されていることが確認できる。 23 弾性合材舗装が適切に施工されていることが確認できる。 24 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 25 その他 理由 【含浸材塗布】 ☆ <ul style="list-style-type: none"> 26 高圧洗浄水等で洗浄後、基面を乾燥させていることが確認できる。 27 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる。 28 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる。 29 塗布後の養生が適切に施工されていることが確認できる。 30 含浸材の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 31 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 32 その他 理由 【断面修復工】 ☆ <ul style="list-style-type: none"> 33 はつり、防さび処理が適切にされていることが確認できる。 34 プライマーが均一に塗布され、可使用時間、養生が適切であることが確認できる。 35 かくはん、配合が適正に管理され、可使用時間内の施工が確認できる。 36 充填後、雨水にさらされないよう養生されていることが確認できる。 37 断面修復後にクラックがないことが確認できる。 38 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる。 39 その他 理由 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・b' 評価値が60%未満・・・・・・c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の指示により手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	3. 出来形及び出来ばえ <ul style="list-style-type: none"> II. 品質 橋梁補修修繕工事 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつき判断は、別紙1「記入方法及び留意事項」参照 評価対象項目 <ul style="list-style-type: none"> 【クラック補修(ひびわれ注入)】 1 施工面の泥等を除去していることが確認できる 2 クラックの中心位置に注入器を取り付け、シール材硬化後に注入していることが確認できる 3 主剤と硬化剤の攪拌、配合が適正に管理され、可使用時間内の施工が確認できる 4 天候等現場状況を確認し、気温、湿度等の計測を行い作業していることが確認できる 5 注入材の硬化養生後、シール部を平坦に仕上げていることが確認できる 6 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる 7 その他 【橋梁塗装】 8 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる 9 ケレンを入念に実施していることが確認できる 10 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる 11 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる 12 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる 13 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる 14 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる 15 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる 16 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる 17 その他 【伸縮継手】 18 既設伸縮装置撤去が適切に行われ、清掃されていることが確認できる 19 鉄筋の加工・組立、アンカーの長さ及び定着等が適切であることが確認できる 20 コンクリート打設が適切に施工されていることが確認できる 21 プライマー等が均一に塗布され、可使用時間、養生が適切であることが確認できる 22 シール(止水)材充填が適切に施工されていることが確認できる 23 弾性合材舗装が適切に施工されていることが確認できる 24 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる 25 その他 【含浸材塗布】 26 高圧洗浄水等で洗浄後、基面を乾燥させていることが確認できる 27 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い塗装作業を行っていることが確認できる 28 含浸材塗布が施工条件に配慮し、適切に施工されていることが確認できる 29 塗布後の養生が適切に施工されていることが確認できる 30 含浸材の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる 31 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる 32 その他 【断面修復工】 33 はつり、防錆処理が適切にされていることが確認できる 34 プライマーが均一に塗布され、可使用時間、養生が適切であることが確認できる 35 攪拌、配合が適正に管理され、可使用時間内の施工が確認できる 36 充填後、雨水にさらされないよう養生されていることが確認できる 37 断面修復後にクラックがないことが確認できる 38 使用する材料の品質・形状等が適切であり品質証明等により材料確認を行っていることが確認できる 39 その他 ※試験結果の打点数等が少なからずばらつき判断ができない場合は、評価対象項目だけで判断する ※ばらつきが少なく、該当項目の評価値が80%以上・・・・・・a ※ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60~80%未満・・・・・・b ※ばらつきが少なく、該当項目の評価値が60%未満・・・・・・c	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る
	①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」又は「a」の評価はしない。	40 監督職員が文書で改善指示を行った 41 検査員が検査時に手直し指示等を等を行った場合 ※40又は41に該当した場合はd 42 契約書に基づき破壊検査を行った ※42に該当した場合はe	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

改正前

土3-3㉔		3 出来形および出来ばえ			【検査員】		
調査項目	評価 入力 欄	工種	評価				
			a	b	c		
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	評価 入力 欄	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい			※	
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい			他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
			1 コンクリート構造物の表面状態が良い。			2 コンクリート構造物の通りが良い。	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
			4 クラックがない。			5 漏水がない。	6 全体的な美観が良い。
			1 仕上げが良い。			2 通りが良い。	3 天端及び端部の仕上げが良い。
			4 構造物へのすりつけ等が良い。			5 全体的な美観が良い。	※
			1 切土法面の施工に当たって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。			2 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。	3 施工面等の木根等が確実に施工処理されている。
			4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。			5 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。	6 残土等は適切に処理されている。
			7 全体的な美観が良い。			※	
			1 通りが良い。			2 材料のかみ合わせが良く、クラックがない。	3 天端仕上げ、端部仕上げが良い。
4 既設構造物とのすりつけが良い。			5 全体的な美観が良い。	※			
1 表面に補修箇所がない。			2 部材表面に傷及びさびがない。	3 溶接に均一性がある。			
4 塗装に均一性がある。			5 全体的な美観が良い。	※			
1 地山との取り合いが良い。			2 天端及び端部の仕上げが良い。	3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			
4 全体的な美観が良い。			※				
1 舗装の平坦性が良い。(平坦性1.2以下)			2 構造物の通りが良い。	3 端部処理が良い。			
4 構造物へのすりつけ等が良い。			5 雨水処理が良い。	6 全体的な美観が良い。			
1 通りが良い。			2 補生、吹付等の状態が均一である。	3 端部処理が良い。			
4 全体的な美観が良い。			5 湧水処理が良い。	6 クラックがない。			
7 全体的にバラツキがなく発芽の状況が良好である。			※				

土3-3㉕		3 出来形および出来ばえ			【検査員】		
調査項目	評価 入力 欄	工種	評価				
			a	b	c		
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	評価 入力 欄	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい			※	
			仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい			他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
			1 コンクリート構造物の肌が良い			2 コンクリート構造物の通りが良い	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い
			4 クラックがない			5 全体的な美観が良い	※
			1 仕上げが良い			2 通りが良い	3 端部処理が良い
			4 構造物へのすりつけ等が良い			5 全体的な美観が良い	※
			1 法面の浮き除去等、表面が適切に処理されている			2 法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている	3 施工面等の木根等が確実に施工処理されている
			4 施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている			5 関係構造物等との取り合いが適切に行われている	6 全体的な美観が良い
			1 通りが良い			2 材料のかみ合わせが良い	3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い
			4 既設構造物とのすりつけが良い			5 全体的な美観が良い	※
1 表面に補修箇所がない			2 部材表面に傷、錆がない	3 溶接に均一性がある			
4 塗装に均一性がある			5 全体的な美観が良い	※			
1 地山との取り合いが良い			2 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い	3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる			
4 全体的な美観が良い			※				
1 舗装の平坦性が良い(平坦性1.2以下)			2 構造物の通りが良い	3 端部処理が良い			
4 構造物へのすりつけ等が良い			5 雨水処理が良い	6 全体的な美観が良い			
1 通りが良い			2 補生、吹付等の状態が均一である	3 天端、端部処理が良い			
4 全体的な美観が良い			5 湧水処理が良い	6 クラックがない			
7 全体的にバラツキがなく発芽の状況が良好である			※				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

3 出来形および出来ばえ

【検査員】

土3-3⑰	評価 入力 欄	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む。)		1 土工関係の仕上げが良い。			※ 該当3項目以上……a
			2 通りが良い。			該当2項目以上……b
			3 端部及び天端の仕上げが良い。			該当1項目以上……c
			4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			該当項目なし……d
			1 コンクリート構造物の表面状態が良い。			※
			2 コンクリート構造物の通りが良い。			該当6項目以上……a
コンクリート橋工事			3 天端及び端部の仕上げが良い。			該当4項目以上……b
			4 支承部の仕上げが良い。			該当3項目以上……c
			5 クラックがない。			該当2項目以上……d
			6 漏水がない。			
			7 全体的な美観が良い。			
			1 塗装の均一性が良い。			※
塗装工事 (工場塗装を除く。)			2 細部まできめ細かな施工がされている。			該当4項目以上……a
			3 補修箇所がない。			該当3項目以上……b
			4 ケレンの施工状況が良好である。			該当2項目以上……c
			5 全体的な美観が良い。			該当1項目以上……d
			1 樹木の活着状況が良い			※
			植栽工事			2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
3 支柱の取り付けが堅固である。						該当4項目以上……b
4 生垣、列植等の通りが良い。						該当3項目以上……c
5 全体の整地の仕上面が平滑で、美観が良い。						該当2項目以上……d
6 石組みは適切に施工されている。						
7 全体的な美観が良い。						
防護柵(網)工事			1 通りが良い。			※
			2 端部処理が良い。			該当5項目以上……a
			3 部材表面に傷及びさびがない。			該当4項目以上……b
			4 既設構造物等とのすりつけが良い。			該当3項目以上……c
			5 きめ細やかに施工されている。			該当2項目以上……d
			6 全体的な美観が良い。			
標識工事			1 設置位置に配慮がある。			※
			2 標識の向き及び角度並びにその支柱の通りが良い。			該当4項目以上……a
			3 標識板の支柱に変色がない。			該当3項目以上……b
			4 支柱基礎が入念に埋められている。			該当2項目以上……c
			5 全体的な美観が良い。			該当1項目以上……d
			1 塗装の塗布が均一である。			※
区画線工事			2 視認性が良い。			該当4項目以上……a
			3 接着状態が良い。			該当3項目以上……b
			4 施工前の清掃が入念に実施されている。			該当2項目以上……c
			5 全体的な美観が良い。			該当1項目以上……d
			1 整地仕上げが良い。			※
			ほ場整備工事			2 石れき、雑物等が良好に処理されている。
3 水路、道路等が的確に施工されている。						該当4項目以上……b
4 付帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い。						該当3項目以上……c
5 法面仕上げが良い。(通り、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧)						該当2項目以上……d
6 全体的な美観が良い。						

改正前

3 出来形および出来ばえ

【検査員】

土3-3⑱	評価 入力 欄	工種	a	b	c	d			
							仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)		1 土工関係の仕上げが良い			※ 該当3項目以上……a			
			2 通りが良い			該当2項目以上……b			
			3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い			該当1項目以上……c			
			4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる			該当項目なし……d			
			1 コンクリート構造物の肌が良い			※			
			コンクリート橋工事			2 コンクリート構造物の通りが良い			該当5項目以上……a
						3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い			該当4項目以上……b
						4 支承部の仕上げが良い			該当3項目以上……c
						5 クラックがない			該当2項目以上……d
						6 全体的な美観が良い			
						1 塗装の均一性が良い			※
			塗装工事 (工場塗装を除く)			2 細部まできめ細かな施工がされている			該当4項目以上……a
3 補修箇所がない						該当3項目以上……b			
4 ケレンの施工状況が良好である						該当2項目以上……c			
5 全体的な美観が良い						該当1項目以上……d			
1 樹木の活着状況が良い						※			
植栽工事						2 樹木の表裏を考慮し、見栄えが良い			該当6項目以上……a
			3 生垣、列植等の通りが良い			該当4項目以上……b			
			4 全体の整地の仕上面が平滑で、美観が良い			該当3項目以上……c			
			5 支柱の取り付けが適正で、堅固に施工されている			該当2項目以上……d			
			6 石組みは適切に施工されている						
			7 全体的な美観が良い						
防護柵(網)工事			1 通りが良い			※			
			2 端部処理が良い			該当5項目以上……a			
			3 部材表面に傷、錆がない			該当4項目以上……b			
			4 既設構造物等とのすりつけが良い			該当3項目以上……c			
			5 きめ細やかな施工がなされている			該当2項目以上……d			
			6 全体的な美観が良い						
標識工事			1 設置位置に配慮がある			※			
			2 標識の向き、角度、支柱の通りが良い			該当3項目以上……a			
			3 標識板、支柱に変色がない			該当2項目以上……b			
			4 支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている			該当1項目以上……c			
			5 全体的な美観が良い			該当項目なし……d			
			1 塗装の塗布が均一である			※			
区画線工事			2 視認性が良い			該当4項目以上……a			
			3 接着状態が良い			該当3項目以上……b			
			4 施工前の清掃が入念に実施されている			該当2項目以上……c			
			5 全体的な美観が良い			該当1項目以上……d			
			1 整地仕上げが良い			※			
			ほ場整備工事			2 石れき、雑物等が良好に処理されている			該当5項目以上……a
3 水路、道路等が的確に施工されている						該当4項目以上……b			
4 付帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い						該当3項目以上……c			
5 法面仕上げが良い(通り、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧)						該当2項目以上……d			
6 全体的な美観が良い									

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後					改正前								
土3-3㉘		3 出来形および出来ばえ			【検査員】		土3-3㉙		3 出来形および出来ばえ			【検査員】	
検査項目	検査工程 を1つずつ	工種	評価 入力欄	a		b		c	d				
				1つずつ	仕上げがきめ細かく、全体的に美観がよい	他の事項に該当しない場合	仕上げが悪く、全体的に美観が悪い						
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ		暗渠排水工事		1 埋戻し、仕上げが良い。 2 石礫、雑物等が良好に処理されている。 3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 4 水開、排水口の設置が的確である。 5 全体的な仕上げが良い。	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d		1 埋戻し、仕上げが良い 2 石礫、雑物等が良好に処理されている 3 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる 4 水開、排水口の設置が的確である 5 全体的な仕上げが良い	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d			
		港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む。)		1 通りが良い。 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 3 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 4 きめ細やかな施工がなされている。 5 全体的な美観が良い。	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d		1 通りが良い 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる 3 構造物の表面及び端部の仕上げが良い 4 きめ細やかな施工がなされている 5 全体的な美観が良い	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d			
		二次製品構造物 小型構造物工事		1 現場打コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 4 製品のかみ合わせが良い。 5 クラックがない。 6 漏水がない。 7 全体的な美観が良い。	※	該当6項目以上・……a 該当4項目以上・……b 該当3項目以上・……c 該当2項目以上・……d		1 現場打コンクリート構造物の肌が良い 2 構造物の通りが良い 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い 4 製品のかみ合わせが良い 5 クラックがない 6 全体的な美観が良い	※	該当5項目以上・……a 該当4項目以上・……b 該当3項目以上・……c 該当2項目以上・……d			
		補強土壁工事 軽量盛土工事		1 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 2 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 4 構造物へのすりつけが良い。 5 全体的な美観が良い。	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d		1 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない 2 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い 3 天端仕上げ、端部仕上げが良い 4 構造物へのすりつけが良い 5 全体的な美観が良い	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d			
		下水道工事		1 開削、マンホールの埋戻し、仕上げが良い。 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 3 管渠の接続、通り、勾配、マンホールの取付けが的確である。 4 マンホール(組立・小型・汚水樹)の設置、施工方法が的確である。 5 全体的な仕上げが良い(附帯工を含む。)	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d		1 開削、マンホールの埋戻し、仕上げが良い 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる 3 管渠の接続、通り、勾配、マンホールの取付けが的確である 4 マンホール(組立・小型・汚水樹)の設置、施工方法が的確である 5 全体的な仕上げが良い(附帯工を含む)	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d			
		橋梁補修修繕工事		1 伸縮装置が適切に施工され段差がない。 2 構造物へのすりつけ等が良い。 3 端部処理が良い。 4 クラック補修の表面仕上げが良い。 5 断面修復の表面仕上げが良い。 6 細部まできめ細やかな施工がなされている。 7 全体的な美観が良い。	※	該当6項目以上・……a 該当4項目以上・……b 該当3項目以上・……c 該当2項目以上・……d		1 伸縮装置が適切に施工され段差がない 2 構造物へのすりつけ等が良い 3 端部処理が良い 4 クラック補修の表面仕上げが良い 5 断面修復の表面仕上げが良い 6 細部まできめ細やかな施工がなされている 7 全体的な美観が良い	※	該当6項目以上・……a 該当4項目以上・……b 該当3項目以上・……c 該当2項目以上・……d			
		維持補修工事		1 小構造物等にも注意が払われている。 2 きめ細やかな施工がなされている。 3 既設構造物等とのすりつけが良い。 4 全体的な美観が良い。	※	該当3項目以上・……a 該当2項目以上・……b 該当1項目以上・……c 該当項目なし・……d		1 理由: 2 理由: 3 理由: 4 理由: 5 理由:	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d			
		上記以外の工事又は合併工事		1 理由: 2 理由: 3 理由: 4 理由: 5 理由:	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d		1 理由: 2 理由: 3 理由: 4 理由: 5 理由:	※	該当4項目以上・……a 該当3項目以上・……b 該当2項目以上・……c 該当1項目以上・……d			
※ 該当工種からの検査項目で調査し、最大検査項目は5項目とする。					※ 該当工種からの検査項目で調査し、最大検査項目は5項目とする。								

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後

3-3⑨		4 工事特性		【検査員】
審査項目	対応事項	事例		
4. 工事特性 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3 その他 理由:	<p>(1. について)</p> <p>切土又は盛土工の土工量:15万㎡以上、護岸・築堤の直高:10m以上、トンネル(シールド)の直系:8m以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上、揚排水機場の吐出管径:2000mm以上、せき又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、せき又は水門の扉体面積:50㎡以上、トンネル(開削工法)の直高:20m以上、トンネル(NATM)の内空断面積:85㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空断面積:300㎡以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工の施工幅:100m以上、地滑り防止工の法長:150m以上、しゅんせつ工のしゅんせつ土量:100万㎡以上、流路工の流路体積:500㎡以上、砂防ダムの堤高:15m以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400㎡/s以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上</p> <p>(2. について)</p> <p>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて安定計算等の再設計が必要な工事 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去 ・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事</p> <p>(3. について)</p> <p>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・施工場所や構造物の特殊性に対処するために新技術又は新工法を採用した工事 ・パイロット工事又は特異な試験フィールドで特許工法等を用いて技術的な検討が必要な工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</p>		
	II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7 現道での交通規制に大きく影響する工事 8 緊急時に対応が特に必要な工事 9 施工箇所が広範囲にわたる工事 10 その他 理由:	<p>(4. について)</p> <p>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</p> <p>(5. について)</p> <p>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整(週1回以上)や環境対策などの制約(通常の作業工程の1.5倍)が特に多い工事 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限(通常の作業工程の1.5倍)を受けた工事</p> <p>(6. について)</p> <p>・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事</p> <p>(7. について)</p> <p>・日交通量がおおむね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事</p> <p>(8. について)</p> <p>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事</p> <p>(9. について)</p> <p>・作業現場が広範囲に分布している工事</p> <p>(10. について)</p> <p>・その他、施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に非常に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</p>		
	III 厳しい自然・地盤条件への対応 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13 急しゅんな地形及び土石流危険渓流内での工事 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15 その他 理由:	<p>(11. について)</p> <p>・河川内の橋脚工事において地下水位が高くウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎ごとに地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事</p> <p>(12. について)</p> <p>・海岸、港湾又は河川区域のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい作業構台等を設置した工事</p> <p>(13. について)</p> <p>・急しゅんな地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。若しくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工を除く。)</p> <p>・斜面上又は急しゅんな地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事(原則、本堤工事の掘削工事のみとし、流路工を除く。)</p> <p>(14. について)</p> <p>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>(15. について)</p> <p>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が特に必要であった工事 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</p>		
	IV 長期工事における安全確保への対応 16 12か月以上超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間を除く。) ※ただし、文書注意に至らなかった事故を除く。 17 その他 ※上記の対応事例に1つ以上し点が付けば5点の加算とする。 理由:	<p>・当初契約工期が対象(ただし、12か月以内に完成通知が提出された場合は評価しない。) ・現場条件の変化があり、迅速に対応したにもかかわらず、工期が12か月以上(部分中止期間を含む。)となった場合は評価する。</p>		
【記述評価】 (しマークを付した評価内容を詳細記述)	評点:	【工事特性の詳細評価】		
		<p>※1. 工事特性は、最大18点の加算評価とする。 ※2. 「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。</p>		

改正前

土3-1⑥		4 高度技術		【課長】
審査項目	細別	技術力キーワード一覧	事例	
4. 高度技術	I. 高度技術 【キーワード評価】	《構造物固有の難しさへの対応》	《事例:構造物固有な施工難度と対応工法》	
		1 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)	・地山強度が低い、また土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事	
		2 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事	・砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事	
		3 その他	・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事	
	理由:	・供用中の施設の改修工事等		
		《技術固有の難しさへの対応》	・施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事	
		4 工種及び工法の特長	・パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事	
		5 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用	・その他、コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等	
		6 その他	・VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合	
	理由:	・その他構造物固有の難しさ、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事(左欄のその他に理由を記入)		
		《厳しい自然・地盤条件への対応》	《事例:自然及び地盤条件への対応工事等》	
		7 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事	
		8 軟弱地盤、支持地盤の状況	・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事	
		9 河川内、海域、急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業ハース等の制約	・軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事	
		10 雨・雪・風・気温・波浪等の影響	・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事又は命綱を使用する必要があった工事(法面工を除く)	
		11 地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流の影響、動植物等に対する配慮等	・斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事	
		12 その他	・海岸及び河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事	
	理由:	・波浪や水位変動が大きい作業構台等を設置した工事、又はイヌワシ等の貴重な種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法が制限された工事		
			・国立公園内での工事、又はイヌワシ等の貴重な種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法が制限された工事	
			・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事	
			・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事(左欄のその他に理由を記入)	
		《厳しい周辺環境等、社会条件への対応》	《事例:周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等》	
		13 地中埋設物等の地中内の作業障害物	・横断面梁工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事	
		14 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物	・鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事	
		15 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	・市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする工事	
		16 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	・市街地での夜間工事	
		17 生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約	・DID地区での工事	
		18 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業	・供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事	
		19 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	・供用中(概ね日交通量5千台以上)の道路での舗装及び修繕工事等	
		20 その他	・供用している専ら道路等の路上工事で交通規制が必要な工事	
	理由:	・支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事		
		《施工現場での対応》	・工事期間中の大半にわたって、規制標識等の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事	
		21 災害等での臨機の処置	・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事	
		22 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等	・工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事	
		23 その他	・工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事	
	理由:	・環境対策が工程に大きな影響を与えた工事		
			・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事	
			・大気圧を超える気圧下の作業室での工事	
			・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事、地上・水面から10m以上(10m以下)での工事	
			・工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事	
			・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事(左欄のその他に理由を記入)	
			・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事(左欄のその他に理由を記入)	
		《その他》	《その他》	
		24 その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項	・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術(左欄の理由欄に理由を記入)	
	理由:			
【記述評価】 (しマークを付した評価内容を詳細記述)		【高度技術のキーワードの詳細】		
	評点	0 点		

※1 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、得意な技術力を要する必要がある技術の評価するものである。なお、評価は、「5 創意工夫」との二重評価はしない。
 ※2 詳細評価の記述にあたっては、担当部署課内での責任者による合議を原則とし、各審査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
 ※3 高度技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した未だに些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なしレベルがあるが、本項目では「5 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。
 ※4 事前に請負人から自主的に資料が提出され、それら項目が該当すると判断し施工等に反映されていたならば評価する。
 ※5 1項目2点とし、0~12点の範囲で加算を行う。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前	
3-3③	5 創意工夫	3-1⑦	5 創意工夫
	【検査員】		【監督員】
5. 創意工夫	<p>1. 創意工夫</p> <p>【施工】</p> <p>1 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整の工夫</p> <p>2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p>3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p>4 部材・機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p>5 設備工事における加工や組立て等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p>6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p>7 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p>8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工に関する工夫</p> <p>9 運搬車両・施工機械等に関する工夫</p> <p>10 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p>11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p>12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p>13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p>14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>【新技術等活用】</p> <p>15 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫</p> <p>16 ICT施工技術を活用した工事。※本項目は、鳥取県土整備部ICT活用工事実施要領3(1)から(5)までの全ての項目においてICT活用を行った工事について4点の加点とする。ただし、1項目でも実施していない場合は、加点評価しない。</p> <p>【品質】</p> <p>17 土工、設備、電気に関する工夫</p> <p>18 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p>19 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p>20 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>【安全衛生】</p> <p>21 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。※本項目は2点の加点とする。</p> <p>22 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>23 安全教育、技術向上講習会、安全ハットロール等に関する工夫</p> <p>24 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p>25 有毒ガス及び可燃ガスの処理、粉塵防止、作業中の換気等に関する工夫</p> <p>26 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p>27 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p>28 環境保全に関する工夫</p> <p>【その他】</p> <p>29 その他(理由)</p> <p>30 その他(理由)</p> <p>【記述評価】</p> <p>※しマークを付した評価内容を詳細記述</p> <p style="text-align: right;">【創意工夫の詳細評価】</p> <p>評点: 点</p>	<p>5. 創意工夫</p> <p>1. 創意工夫</p> <p>【キーワード評価】</p> <p>【軽微なもののみ】</p> <p>1 測量・位置出しにおける工夫</p> <p>2 現地調査方法の工夫</p> <p>3 その他</p> <p>理由:</p> <p>【施工関係】</p> <p>4 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫</p> <p>5 コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫、又はリサイクルに対する積極的な取り組み</p> <p>6 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫</p> <p>7 部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫</p> <p>8 設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫</p> <p>9 給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、つなぎ等の工夫</p> <p>10 照明・視界確保等の工夫</p> <p>11 仮排水、仮設道路、迂回路等の計画施工の工夫</p> <p>12 運搬車両・施工機械等の工夫</p> <p>13 支保工、型枠工、足場工及び仮橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫</p> <p>14 施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p>15 その他</p> <p>理由:</p> <p>【品質関係】</p> <p>16 集計ソフト等の活用と工夫</p> <p>17 土工関係、設備関係、電気関係の工夫</p> <p>18 コンクリートの打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形・品質等)</p> <p>19 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫</p> <p>20 配筋・溶接作業等に関する工夫</p> <p>21 その他</p> <p>理由:</p> <p>【安全衛生関係】</p> <p>22 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>23 安全教育、技術向上講習会、安全ハットロール、安全帯使用等に関する工夫</p> <p>24 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫</p> <p>25 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p>26 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保のための工夫</p> <p>27 作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫</p> <p>28 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p>29 建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育(該当があればチェック)</p> <p>30 その他</p> <p>理由:</p> <p>【施工管理関係】</p> <p>31 盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関する工夫</p> <p>32 施工計画書及び写真管理等の工夫(デジタル写真ソフトの活用等)</p> <p>33 出来形、品質との計測関係等の工夫及び集計、管理図等の工夫</p> <p>34 CAD、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用</p> <p>35 その他</p> <p>理由:</p> <p>【その他】</p> <p>36 その他</p> <p>理由:</p> <p>37 その他</p> <p>理由:</p> <p>38 その他</p> <p>理由:</p> <p>【記述評価】</p> <p>※チェックした</p> <p>【創意工夫のキーワードの詳細】</p> <p>評点: 0 点</p>	
<p>※1. 施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために工夫した内容とその成果・結果が具体的に記載された事例について、特に評価すべきものを加点評価する。</p> <p>※2. 評価は各項目において1つし点が付けられれば1点(項目16は4点、項目21は2点)で評価し、最大10点の加点評価とする。</p> <p>※3. 該当する数と重みを勘案して評点する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。</p> <p>※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、「工事特性」との二重評価は行わない。</p> <p>※5. 施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に創意工夫に係る資料が提出されていること。</p>		<p>※1 創意工夫においては、「5 高度技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。</p> <p>※2 「2 施工状況」「3 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加算対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。</p> <p>※3 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。</p> <p>※4 キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、担当部署内での責任者による合議を原則として記述する。</p> <p>※5 「5 高度技術力」との二重評価はしない。</p> <p>※6 軽微なものを対象とし評価するため、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に請負人から自主的に創意工夫にかかる資料が提出され、それら項目が該当すると判断し、施工等に反映されていたならば評価する。</p> <p>※7 1項目1点とし、0～7点の範囲で加点を行う。</p>	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後			改正前																																						
3-3①			3-2②																																						
6 社会性等			6 社会性等																																						
【検査員】			【課長】																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">審査項目</th> <th style="width: 10%;">細別</th> <th style="width: 80%;">評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 社会性等</td> <td>地域への貢献等</td> <td> <div style="font-size: small;"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。 3) 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4) 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5) 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 7) 災害時において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 8) その他 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">理由:</td> <td> 評点: _____ 点 ・社会性等は、加点評価する。 ・加点は+7点~0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。 </td> </tr> </tbody> </table>	審査項目	細別	評価対象項目	6. 社会性等	地域への貢献等	<div style="font-size: small;"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。 3) 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4) 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5) 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 7) 災害時において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 8) その他 </div>	理由:		評点: _____ 点 ・社会性等は、加点評価する。 ・加点は+7点~0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">審査項目</th> <th style="width: 10%;">細別</th> <th style="width: 20%;">a</th> <th style="width: 20%;">b</th> <th style="width: 30%;">c</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 社会性</td> <td>地域への貢献等</td> <td>地域への貢献が非常に優れている</td> <td>地域への貢献がやや優れている</td> <td>他の事項に該当しない</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <div style="font-size: small;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域等との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った 2 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った 3 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した 4 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した 5 その他 </div> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> 該当項目が4項目以上……………a 該当項目が1~3項目……………b 該当項目なし……………c </td> </tr> </tbody> </table>		審査項目	細別	a	b	c	6. 社会性	地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない	評価対象項目					<div style="font-size: small;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域等との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った 2 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った 3 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した 4 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した 5 その他 </div>					理由:					該当項目が4項目以上……………a 該当項目が1~3項目……………b 該当項目なし……………c				
審査項目	細別	評価対象項目																																							
6. 社会性等	地域への貢献等	<div style="font-size: small;"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2) 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど積極的に周辺地域との調和を図った。 3) 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4) 道路・河川清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5) 地域の清掃活動に積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6) 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 7) 災害時において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 8) その他 </div>																																							
理由:		評点: _____ 点 ・社会性等は、加点評価する。 ・加点は+7点~0点の範囲とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。																																							
審査項目	細別	a	b	c																																					
6. 社会性	地域への貢献等	地域への貢献が非常に優れている	地域への貢献がやや優れている	他の事項に該当しない																																					
評価対象項目																																									
<div style="font-size: small;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域等との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った 2 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った 3 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した 4 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した 5 その他 </div>																																									
理由:																																									
該当項目が4項目以上……………a 該当項目が1~3項目……………b 該当項目なし……………c																																									
<div style="font-size: x-small;"> ※地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 ※1) 周辺環境への配慮とは、自主的な取り組み(例えば、汚濁防止フェンスの設置、絶滅危惧種の保存・保護等)で設計対象外のもの ※5) が評価対象の場合には、4) も評価する。(ダブル評価) ※5) 国、市町村、NPO法人等が広く呼びかけて開催する清掃活動等への参加は、評価の対象としない。 ※8) インターンシップ事業への協力は、評価の対象としない。 </div>			<div style="font-size: x-small;"> ※1) 清掃等の社会貢献を環境保全活動として評価する場合は、1箇所(項目)だけのチェックを原則とする ※2) 地域への貢献等とは、工事の施工にもなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について評価する </div>																																						

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後		改正前	
7 法令遵守等		7 法令遵守等	
【課長】【検査員】		【課長】【検査員】	
土3-2②	法令遵守等の該当項目一覧表	土3-2②	法令遵守等の該当項目一覧表
7. 法令遵守等	評価対象項目	7. 法令遵守等	評価対象項目
	措置内容		措置内容
評点		評点	
	1 指名停止3か月以上		1 指名停止3か月以上
	2 指名停止2か月以上3か月未満		2 指名停止2か月以上3か月未満
	3 指名停止1か月以上2か月未満		3 指名停止1か月以上2か月未満
	4 指名停止2週間以上1か月未満		4 指名停止2週間以上1か月未満
	5 文書による警告		5 文書注意
	6 上記項目該当なし		6 口頭注意
			7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）その他
			8 上記項目該当なし
	<p>本評価項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>※1「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※2「工事関係者」とは、※1を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び※1を施工するために下請負契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った。 <input type="checkbox"/> 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は告訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け、技術者の専任違反等) <input type="checkbox"/> 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 <input type="checkbox"/> 下請け代金支払遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある。 <input type="checkbox"/> 過積等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。 <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第9条に記載されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした。 <input type="checkbox"/> 監督員が文書等により改善指示を行ったが、これに従わなかった。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>	<p>※1 本評価項目で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>※2「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>※3「工事関係者」とは、※2を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び※2を施工するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した <input type="checkbox"/> 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承継を行った <input type="checkbox"/> 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した <input type="checkbox"/> 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は告訴された。 <input type="checkbox"/> 建設業法に違反する一括下請け、技術者の専任違反等の事実が判明した <input type="checkbox"/> 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された <input type="checkbox"/> 監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した <input type="checkbox"/> 下請け代金遅延防止法に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている、あるいはそれに類する行為がある <input type="checkbox"/> 過積等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された <input type="checkbox"/> 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した <input type="checkbox"/> 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した、あるいは暴力団対策法第9条に記載されている砂利・砂・防音シート・軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した <input type="checkbox"/> 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者の事故、又は重大な損害を与えた公衆損害を起こした <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった <input type="checkbox"/> その他 <p>理由:</p>	
	<p>※ 適応事例及び評価対象項目にチェックする。なお、措置内容の「5、6、7」の該当項目で、該当項目がない場合は、参考までに監督員等の関係職員に聞き取りした上で、客観的に判断し評価する。</p>		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後			改正前		
土3-4① 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況			土3-4① 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況		
工事名			工事名		
請負業者名			請負業者名		
項目	評価内容	備考	項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 工事特性 工事全体を通して当該工事特有の難度が高い条件(構造物の特殊性、特異な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する。	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の高さ、延長等の規模が特殊な工事 ・ 構造物の形状が複雑であることなどから施工条件が特に変化する工事 	<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な工事	<input type="checkbox"/> 構造物固有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑な形状の構造物 ・ 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣構造物等への影響に配慮する工事 ・ 周辺環境条件により作業条件等に大きな影響を受ける工事 ・ 周辺住民等に対し騒音等を特に配慮する工事 ・ 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ・ 施工箇所が広範囲にわたる工事 		<input type="checkbox"/> 技術固有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な工種及び工法 ・ 新工法(機械類を含む)及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ・ 雨・雪・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ・ 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ・ 自然環境の保全に特に配慮が必要な工事 		<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湧水、地下水の影響 ・ 軟弱地盤、支持地盤の状況 ・ 制約の厳しい工事用道路、作業スペース等 ・ 気象条件の影響 ・ 地すべり、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12か月以上の工事で事故がなく完成した工事(全面一時中止期間を除く。) 		<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋設物等の地中内の作業障害物 ・ 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接工事 ・ 作業スペース制約・現道上の交通規制 ・ 廃棄物処理
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「工事特性」のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する。	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に伴う機械、器具、工具、装置類 ・ 二次製品、代替製品の利用 ・ 施工方法の工夫 ・ 仮設計画の工夫 ・ 施工管理等の工夫 	<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・片付け	
	<input type="checkbox"/> 新技術等活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術・新工法を活用し、現場で有効であったと認められる工夫 		<input type="checkbox"/> 施工関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工に伴う機械、器具、工具、装置類 ・ 二次製品、代替製品の利用 ・ 施工方法の工夫 ・ 施工環境の改善 ・ 仮設計画の工夫 ・ 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土工等に関する工夫 ・ コンクリートに関する工夫 ・ 二次製品等の使用材料に関する工夫 		<input type="checkbox"/> 品質管理	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全施設・仮設備の配慮 ・ 安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫 		<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全施設・仮設備の配慮 ・ 安全教育・講習会・パトロールの工夫 ・ 作業環境の改善 ・ 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境保全、動植物の保護 ・ 現場環境の地域への調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ ボランティアの実施 	<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自然環境保全、動植物の保護 ・ 現場環境の地域への調和 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ ボランティアの実施
1 該当する項目の□にチェックマークを記入すること。 2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理すること。			1 該当する項目の□にチェックマークを記入すること。 2 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理すること。		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改定後の欄に掲げる規定に、赤字で示すように改正する。

改正後				改正前			
土3-4② <b style="color: red;">工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)				土3-4② 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)			
工 事 名			/	工 事 名			/
項 目		評価内容		項 目		評価内容	
提案内容				提案内容			
(説 明)				(説 明)			
(添付図・写真)				(添付図・写真)			